

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 （ 4 ） （16.4定）			
日 時	平成16年12月14日（火）	開 議	午後 3時50分
		閉 会	午後 7時50分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋山委員長、成田副委員長、大橋・森井・菊地・吹田・小前・前田・大竹・佐々木（勝）・新谷・北野・高橋各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、建設部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、森井委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

横田委員が大竹委員に、上野委員が大橋委員に、大畠委員が森井委員に、山口委員が佐々木勝利委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、北野委員の発言の後、菊地委員に交代することになっております。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

教育部長

昨日の予算特別委員会におきまして、北野委員より保護者地域説明会において、実施時期を早めたことなどに対する説明でその説明をしたのは問題ではないか。また、適正配置では４校で終わらないような説明があったとの指摘がありましたが、当初実施時期については、全市的に取り組む考え方から四、五年かけて順次取り組むとしたものであります。その後具体的な検討を進める中で、除外する学校と該当する地区を絞り込んだことから、実施年度を平成18年４月に早めたものであります。また実施計画案でお示したように、４校で終了することとしております。

教育委員会としましては、12月下旬に学校及び町会を通して文書を配布することとしております。なお、この文書につきましては、追って議会にお示ししたいと考えております。今後、来年１月に予定している説明会につきましては、できるだけ早い時期に実施し、保護者をはじめとする関係者の方々に改めて説明してまいりたいと考えております。

なお、昨日の予算特別委員会での私どもの答弁で審議が遅れましたことを、深くおわび申し上げます。

北野委員

ただいまの教育委員会の発言にかかわって、一言申し上げておきます。今の発言で明らかになったように、今回の小学校適正配置計画案は、13か所にわたる説明会でうそをつかなければ父母や関係者の質問に答えられない、父母との関係でも質疑に耐えられない計画案であることが浮き彫りになりました。したがって、この計画案は白紙撤回し、児童の意見も聞き、父母、教師、地域、関係団体の合意で計画のやり直しをする必要があるということをも指摘しておきます。適正配置計画案は、今回の質疑で明らかになりましたように、４校で平成18年４月から実施することとありますが、我が党としてはこの案は認めるわけにはいきません。計画の白紙撤回を強く求め、今後ともその運動を強めることを表明して、発言を終わります。

委員長

この際、委員の交代がありますので、お知らせいたします。

北野委員が菊地委員に交代いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問の順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

公明党。

高橋委員

初めに、教育委員会に聞きます。

スクールカウンセラーについて

スクールカウンセラーについてですが、代表質問に関連して何点が聞きます。ここ数年件数も増えているということで、たいへんけっこうかなというふうには思っております。このスクールカウンセラーのもう少し具体的な成果と内容について教えていただきたいと思えます。

(教育)指導室長

スクールカウンセラーを活用しての成果ということのご質問でございますが、プライバシーの保護の観点ということから、詳細については難しいところが多々あるところでございますが、私どももかかわっている中で、そういうことのお話をさせていただきたいと存じますが、例でございますが、不登校で長期にわたっていた子どもにつきましては、適応指導教室という学校復帰に向けての教室もあるわけですが、そこへ行っていた生徒の話でございますが、休みがちということで、スクールカウンセラーとの相談をする機会を得ました。相談をする中で、自分は生きていてよかったという実感を得ること、心の支えを得ることができたようでございまして、以後表情が明るくなりながら、周りの人とのかかわりも徐々に多くなるようになりまして、高校へも進学いたしまして、今ではさまざまな資格を取ったり、生徒会での活動にも積極的にかかわって、そのような取組によっての変化ということで、顕著に見られた生徒もいます。相談やスクールカウンセラーということだけの力ではなくて、周りの人々とのかかわりによって、そういうふうになったのかと思っておりますが、ただその後の子どもの人生にとって、スクールカウンセラーがたいへんかかわることができたのではないかと思っております。これからも子どもへの希望とか自信を与えるようなお手伝いということで、スクールカウンセラーがかかわっていければと、こんなふうには思っております。

高橋委員

そのカウンセラーの相談室はどういうところを使っていますか。

(教育)指導室寺澤主幹

相談室についてでございますが、スクールカウンセラーの勤務している学校によって相談室という名前の部屋、準備室、使っていない教室など、これらに机、ソファー、それらについたてなどを用意して活用している状況となっております。あと、子どもたちが相談しやすい状況をつくるために、掲示物を工夫するなど、今後改善に努めていきたいと考えているところでございます。

高橋委員

子どもたちが入りづらいという、そういう意見もあるようでして、その辺はどのように工夫されるのですか。

(教育)指導室寺澤主幹

スクールカウンセラーが勤務している学校につきましては、教育委員会で作成いたしましたスクールカウンセラーの啓発ポスター、それに相談日と合わせて掲示しております。子どもたちに相談日を周知できるように工夫しているわけなのですが、今回初めてスクールカウンセラーを派遣している学校におきましては、子どもたちはまだ慣れていないため、気軽に相談室に入りにくい状況があると思えます。今後、学校だよりやカウンセラーだよりなど、活動状況を知らせたり、相談を呼びかけるなど、子どもたちにとって親しみやすい環境をつくっていくよう努めてまいりたいと考えています。

高橋委員

それで、カウンセラーの効果を上げるために、学校の協力、なかんずく教員との協力が非常に大事であるというふうには私は思えます。それで、信頼関係をどのように築いていくかということをお大事にしなければならぬと思えますけれども、その点いかがですか。

(教育)指導室長

委員ご指摘のとおりでございまして、生徒の気持ちを受け止めて、相談に乗る主役はあくまでも私は教師だというふうには受け止めてございます。ただ、その際にその支援をしていく、例えば子どもの理解について、こんな視点

で子どもと接してみたらいかがでしょうか、そういう理解を促す情報を提供していく役目の一つにカウンセラーというのは大事な役目を背負っていると受け止めております。そういうことでは、教師とスクールカウンセラーの関係が密でなければ、何事もこの相談は進んでいかないと考えております。そのため、中学校では着任のときには、まず全校朝会で紹介をしたりとか、職員室での朝礼がございしますが、朝の打合せで今日は相談日ということで教員への働きかけをしていただいていますし、休憩時間などはスクールカウンセラーが相談室にいるわけですが、子どもの相談状況によりましては、職員室にきまして、教員と談笑をしながら、そういう場を設けながら、インフォーマルといいますが、そういう中での信頼関係の醸成など、今図っていただいているところでございます。そういうインフォーマルというだけではなくて、やはり校長の率先垂範によります教員への指導というのは重要課題でございますので、スクールカウンセラーを生徒理解の講師に招いていただくなど、校内での事例研究という面で、フォーマルな面での充実も図っていききたいと、そういうふうに考えてございます。

高橋委員

カウンセラーの認識ですけれども、子どもたちの認識、それから学校側の認識、それはどのように変わってきていますか。

(教育)指導室長

相談室に入るといことは相当の覚悟といいますが、そういうものがあるうかと思えます。なぜならば、今までなかなか接していない中から、何回か相談室を訪れながら、徐々になじみながら相談していく。その中で一番大事なことは、先ほどの例にもございましたとおり、例えば自分は自分自身に対して自信が持てないという会話をした場合、スクールカウンセラーはその自信のない自分でいいのだということをお話ししたことがあります。そういう中で、自分自身をありのままに受け入れてくれる存在がここにいたのだということを感じたことで、その後の生活やそういうものが変わっていったようであります。したがって、スクールカウンセラーのイメージというのは、そういうかわりを通して変わっていくものと考えてございます。

また、教員についても同様でございます。生徒の指導についてはたいへん責任を持ってございますので、その部分では問題を抱えがちになります。そういう中でスクールカウンセラーと会った場合に、実際に教員から聞きました、スクールカウンセラーから厳しく生徒のかかわりについて指摘されるのかというふうに思っていたけれども、そうではなくて大変ですねという言葉をかけていただきながら、その中でちょっと自分の肩の荷を降ろしながら、また子どものかかわりについても問題行動が多いというふうに受け止めていますが、それは教員にとっての受止めであって、子どもにとっては自分自身、問題を抱えているというシグナルなのではないかというような視点の切替えをアドバイスしましたら、教員はかかわり方を変えてみたいと思えますという形の中で、自分の指導を助言してくれる大事な存在としてのニーズというのを持っていたいただいている教員もいます。まだそういう認識に立っていない教員もいるかと思えますが、私も今回2人増員し、道費につきましては4名体制になりましたので、こういう成果について、積極的に教員に周知をしていくよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

高橋委員

代表質問でも言いましたけれども、プラス要素をどんどんPRしていただきたいと、私は思います。わからない方が実際にいますし、こういう事例が本当はあると、こういうことをホームページ等を通じてやっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(教育)指導室長

本会議における議員のご質問をいただきまして、私も一つのチャンネルとしてインターネットもあるということで認識させていただきました。早速スクールカウンセラーの相談日等について、ホームページに掲載したところでございますが、委員にご指摘いただきました点を踏まえまして、そのものについても今後積極的に情報発信に努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

高橋委員

ぜひ、よろしくをお願いします。

それでは環境部に聞きます。

家庭ごみ収集運搬について

代表質問に関連して、家庭ごみ収集運搬について何点が聞きます。

まず、一般廃棄物の許可業者、現在何社でしょうか。

(環境)管理課長

収集運搬業でよろしいでしょうか。22社でございます。

高橋委員

私のもらった資料より増えているということですね。

(環境)管理課長

16年4月1日現在で、私の方では22社になっています。

高橋委員

17社ではないですか。

連番号が抜けているでしょう。

(環境)管理課長

申しわけございません。私、最終的な番号が22だったものですから、22社というふうに言ったのですけれども、17社でございます。

高橋委員

それで、許可申請を認可する基準というのは、どういうものですか。

(環境)管理課長

一般廃棄物の基準でございますけれども、これは法令に基づきまして、幾つかの基準がございますので、その基準にのっとりやらせていただいているということでございます。

高橋委員

それで、家庭ごみの路線収集の運搬の台数、委託と直営とそれぞれ教えてください。

(環境)工藤副参事

現在委託は10台、市の直営が13台、合わせて23台でございます。

高橋委員

委託車両の内訳、これを説明願います。

(環境)工藤副参事

法人1社に7台、それから個人3人に1台ずつ3台、計10台でございます。

高橋委員

清掃事業概要で私も見ましたけれども、そのようになっております。1社はわかるのですけれども、個人もついているということで、どうしてこういう状況なのかという経過説明をお願いします。

(環境)工藤副参事

平成6年度までは、それぞれ個人個人で10人の方々に収集は委託しておりました。しかしながら、業務の安定と
いいですか、それから効率性、その他柔軟性と、それらを考慮いたしますために、これらを効率性等を確保する上
には、業者の集約化、これが一つの大きな方法であるということで、一本化につきまして、この10人の方々と話し
合いをいたしました。そうした結果、4人の方がまとまるという話になりました。しかしながら、このときに平成7
年2月に4人の方々がまとまると。直ちに業務をまとまってやるのが4月1日からという話がありましたものです

から、新しい会社をつくるという時間的な余裕もございませんでしたし、当時し尿の方を一本化してやっております1法人が、株式会社クリーンサービスでございますけれども、こことしてはこの雇用者、車両、その他の受入れ、それと役員の中には、ごみ収集運搬業務に携わっていた経験者もいたということでありましたので、指導体制も整っているということで、当初は4人の個人の方々がグリーンサービスと一緒にまとまったと、当時は4人だけです。その後平成7年7月に1個人が病気により業務ができないということになりまして、その業務の1台分がグリーンサービスに移行されたと。さらに平成12年3月に1個人の方が亡くなりました。この業務についてもグリーンサービスに移行されたと。さらに平成12年4月、1個人がグリーンサービスの方に本人の申出によりまして業務を合併したということで、現在は7台ということになっております。

高橋委員

それで、この個人の方の3台というのは、これからもずっと継続されていくわけですか。

(環境)工藤副参事

当初の話の中では、現在委託している方々にやっていただける期間中はずっとやっていただくということでありますけれども、業務を遂行できない場合については、そこで委託業務は終わりということでございます。

高橋委員

それで、先ほどの総数23台ですけれども、今後の考え方、直営が13台、委託が10台でしたよね。直営を減らすと、そのままイコール委託の方が増えていくと。例えば、この前3台減という話がありましたけれども、直営がマイナス3台であったら、委託の方はプラス3台ということになりますか。

(環境)工藤副参事

先般の3台減ということにつきましては、ごみの減量化に伴いまして、燃やすごみが私どもの試算では約15パーセント程度減るということでございますので、現在23台で対応している部分につきましては、この15パーセント減、約85パーセント程度ということになりますと、20台で間に合うということでございます。したがって、現在の委託している10台は当然そのまま引き継いで10台委託という形になります。それで直営部門については、現在13台から10台にしていくと。それで17年度は20台で収集していくという考えでございます。

高橋委員

そうすると、明年度は10台と10台ということですね。将来何年か後には、さらに減らしていくということですから、この直営の10台が減って、委託の10台が11台、12台となるわけですね。それでいいですか。

(環境)工藤副参事

当然ながら、確かにごみの減量数の状況を見なければ、ここでは先のことについてははっきり言えませんが、形としては直営が減って委託部分が増えていくという形になるかと思えます。

高橋委員

それでそのときの受皿ですけれども、この1社そのままいくのか、新しい受皿の会社をつくるのか、その辺の考え方はどうですか。

(環境)工藤副参事

1社ということになりますと、その1社が何らかの都合で業務ができなくなった場合について、直営もなくなりますし、なかなか対応していけないということになりますので、1社にまとまるということとはよくないだろうと。したがって、これに対応できる委託先、その在り方、これにつきましては、今後早めに検討していくということで、あくまでも対抗する2社がよろしいのかなというような考えは持っております。

高橋委員

資源物収集の委託業者を教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

今後、新たに資源物として収集する業者の関係でございますけれども、プラスチック類につきましては、

高橋委員

現在でいいです。

(環境) 廃棄物対策課長

現在の業者はクリーンサービス1社でございます。

高橋委員

この一般廃棄物の認可をしている業者でないとだめということでクリーンサービスということになりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

市の業務を委託する業者に対しては、許可を特に必要としないということで、廃棄物処理法でうたわれておりますので、一般廃棄物の許可がなくとも収集運搬の業務は行うことができます。

高橋委員

それでは、家庭ごみの収集運搬業務の方に戻りますけれども、この委託契約先、それから契約方法、金額、業務内容というのを説明してください。

(環境) 管理課長

家庭ごみの委託先でございますけれども、クリーンサービスに委託してまして、そのほかに先ほど言ったように3個人業者でございます。契約単価でございますけれども、平日分につきましては5万4,300円でございます、主な業務内容でございますけれども、市内北部地区のごみステーションに廃棄された家庭ごみの路線収集を行い、廃棄物最終処分場へ運搬する業務でございます。

高橋委員

単価契約ということでよろしいですか。

(環境) 管理課長

単価契約でさせていただきます。

高橋委員

小樽市契約規則ですけれども、第4章に随意契約というのがあります。予定価格の項目が六つあるのですが、これはどこに当てはまりますか。

(環境) 管理課長

今おっしゃられたのは、契約規則の第13条の第何号に該当するかということですか。これについては委託料でございますので、前各号に掲げるもの以外のものとして50万円ということになるかと思えます。

環境部次長

契約規則の第13条の関係、これはここに書いてありますように地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に載っていますけれども、地方自治法施行令の関係でいきますと、これは私的契約のことを言っているのです。私たちがやっております委託契約につきましては、一般廃棄物の収集運搬契約につきましては、公法上の契約ということで、地方自治法の規定を受けませんので、この第1号から第6号までのどこに当たるかということとは直接関係いたしません。

高橋委員

はい、わかりました。

それで単価の5万4,300円ですが、これはどのように算出された単価でしょうか。

(環境) 管理課長

単価につきましては、従前から相当古くなるのですけれども、そのときに単価が決まりまして、それ以降、例えば最賃のアップ率等でもっていたところなのですけれども、昨年度につきましては、消費者物価指数も参考にいた

しまして決定されているという状態でございます。

高橋委員

もう少し具体的に教えてほしいのですが、例えば以前であれば見積りを参考にしたとか、人件費は幾らとか、経費は幾らになるとか、そういう恐らく積み上げで単価を設定していると思うのですけれども、教えてください。

(環境)管理課長

先ほど言いましたとおり、あくまでも以前に決めた単価を基に、最賃のアップ部分を試算するのですけれども、平成15年度は5万4,400円でございますけれども、そのうちのおおよそ4分の3程度が人件費相当部分であるということで、その部分につきまして、先ほど言いましたように、消費者物価指数が0.2パーセント前後落ちた部分があるものですから、その分の軽減をしまして、平成16年度は5万4,300円にしたところでございます。

高橋委員

それで17年度以降、祝日収集をされるということで、概算で2,140万円という数字が出ております。先ほどの単価は平日だと思えますので、祝日の単価を計算した場合のこの2,140万円の内容について、どのように計算されたのか、説明願います。

(環境)管理課長

祝日収集、あくまでも概算でございますけれども2,140万円ということで、その内訳でございますけれども、これは祝日収集なものですから、直営車でございますので、その直営車の職員の時間外部分、それと先ほど言いましたように委託収集していますので、その部分の金額がおよそ690万円程度、それとあと桃内に搬入するのですけれども、それを臨時的に開かなければいけないものですから、その部分の経費がおよそ300万円程度、先ほど金額を言いませんでしたけれども、職員の時間外としておおよそ1,150万円程度を考えているところでございます。

高橋委員

平成17年度に祝日収集しようとする日にちは、何日で計算しましたか。

(環境)管理課長

12日でございます。

高橋委員

14日ではないのですか。12日でもいいのですか。

(環境)管理課長

休日が13日ございまして、そのうち1日分については、現行もやっている部分があるものですから、差し引いて12日ということでございます。

高橋委員

わかりました。先ほどの2,140万円の内訳、後でまた教えてほしいと思います。

次に、資源物収集の運搬委託料9,200万円、それから処理委託料4,100万円、この数字の積算方法を教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

資源物収集運搬委託料と資源物の処理委託料の積算方法についてでございます。

最初に、資源物の収集関係でございますけれども、ペットボトルとプラスチック、これらの収集運搬については、この8月の概算の予算を出して積算したときの場合でございますけれども、このときでは3台を予定しておりました。1日当たりの収集運搬費用が5万4,300円、それに対しまして、年間の稼働日数260日を乗じまして、その金額が4,400万円となっております。それから紙類につきましては3台、収集運搬委託料は4万4,000円、それから稼働日数も同じく260日という計算で、金額にしますと3,600万円という金額になっております。それから缶、瓶等につきましては、1台を委託するという考えでございます。1台4万4,000円という金額で設定しておりまして、稼働

日数260日を乗じまして金額が1,200万円、合計で9,200万円という収集運搬委託料として積算しております。

次に、資源物の処理委託料の関係でございますけれども、ペットボトルにつきましては、平成17年度収集予定量、それを基礎といたしまして、その処理料に処理単価、処理単価につきましては、指定法人ルートでの処理単価を参考にいたしまして計算しております。そのような中、ペットボトルの処理料金は390万円、それからプラスチック製容器包装につきましては3,660万円、あと無色ですとか茶色、透明のガラス瓶の再商品化料金その料金が46万円、合計で4,100万円が資源物委託料の内訳となっております。

高橋委員

書ききれなかったのもありますので、これは後でまた資料をもらえますか。

代表質問でも触れましたけれども、平成14年度は分別収集実績が853トンです。それで、平成17年度の目標がおよそ5,300トン、約7倍になっています。7倍の計算方法は今の言われた収集品目でそれぞれどのぐらいのトン数で考えているのか、示していただきたいと思います。

(環境) 廃棄物対策課長

7倍になります資源物の収集量の内訳でございますけれども、缶、瓶のグループ、缶、瓶、蛍光管等、電池も含まれますけれども、それらについては1,132トン、それから紙類、新聞、雑誌、段ボール等の紙類、それらについては2,930トン、それからプラスチック類、ペットボトルとプラスチック製容器包装、これらについては1,289トン、合計で5,351トンという内容でございます。

高橋委員

紙類が2,930トンということでした。昨年の平成15年度集団資源収集、3,300トンやっています。これと同じぐらいの量を市内から集めるということでもいいのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

平成15年度の集団資源回収の量としましては、約3,500トンぐらいというふうに記憶しておりますけれども、それよりもだいたい600トンぐらい少ないですけれども、同程度の量の資源物を収集したいというふうに考えております。

高橋委員

それは、市民がそれだけ協力してくれるという前提で計算されたのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

市民の協力の関係についてでございますけれども、現在、集団資源回収に参加している方、また参加されていない方、いろいろな方がいらっしゃいます。そういう中では、市といたしましては、できるだけごみとならないようにということで、市でも紙類等の資源物を収集することとしておりますけれども、集団資源回収に参加できない方、そういう方々に市の方に出していただいて、何とかごみの減量化を進めたいという中では、それらの量を回収したいというふうに思っております。

高橋委員

集団収集に協力する方がいて、こういう3,400トン弱のトン数になっているわけで、果たして個々人に説明会で説明してきたような内容で本当にそこまで協力してくれるのかというのが、私は非常に疑問です。その辺はどのように考えていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

果たして市民が協力していただけるかどうかというご質問でございますけれども、私ども説明会の中では、市民が自主的にリサイクルするということに対しての集団資源回収をどんどん進めてくださいという話をさせていただいております。集団資源回収は市民の皆様が知っているという制度でもございませんので、そういう中では集団資源回収に出し漏れた方、そういう市民を救うために市が資源物として収集するということでありまして、市とし

てはごみとならないように、繰り返しにはなりますけれども、何とかそれらの資源物の収集を進めてまいりたいと思いますし、市民を信頼したいと思います。

高橋委員

市民を信頼するというですからわかりましたけれども、正直やってみなければわからないというのが、私は実感ではないかと思えます。いずれにしても、この問題については、また次回じっくりとやらせていただきますけれども、最後に廃プラスチックの処理業者は私の再質問に対する部長答弁で4業者あると答えていただきました。これはだいぶ話が進んでいるというふうに受け取ってよろしいですか。

(環境)廃棄物対策課長

廃プラスチックの処理業者についてでございますけれども、どの委員会で答弁したか記憶にはないのですが、市内には4業者いらしたということで説明させていただきました。その業者の名前はよろしいですか。

高橋委員

よろしいです。

(環境)廃棄物対策課長

一応4業者ということでは、市の方では業務委託をお願いしたいということで考えております。

高橋委員

いや、そうではなくて、4業者というのは部長から伺いましたから、どこまで話が進んでいるかということを知りたいのです。

(環境)廃棄物対策課長

4業者とどこまで話がされているのかということのご質問ですが、現在、来年度予算に向けまして、いろいろな動きを私どもはしております。その4業者に対しては処理の方法、それから見積りの金額、それからリサイクルルート、もろもろ収集運搬にかかることにつきまして、合わせていろいろなお話を聞いている中、現在、調整させていただいているところでございます。

高橋委員

具体的には予算がはッキリ出るまではあまり言えないという状況になりますか。

(環境)廃棄物対策課長

具体的にと申しますと、どのようなことの具体的なということになりますか。

高橋委員

厚生常任委員会でもそうですし、ここの予算特別委員会でもけっこうですが、具体的な資料が私たちは何もありません。話を伺いますと、かなり話が進んでいるというふうに聞こえてきます。ですから、議会に何も提示しないで決めていくというのは、いかがなものかなというふうに私は思っているわけです。ですから、出せるものはやはり出していってもらわないと審議できないというふうに思いますので、そういう点での意味です。

(環境)廃棄物対策課長

議会に何も提示しないということは、私どもは考えておりません。この後、いろいろ協議する中、話もいろいろ煮詰まってくると思います。その後につきましては、議会の方にこのような内容ですということの話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高橋委員

これはお願いですけれども、できるだけ早くそういう資料と、若しくは出せるものがありましたら、必ず出していただきたいと、約束していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

環境部長

今のお話をきちんと伺いながら、これからも誤解のないように進められるように、出すべき資料は今後出していきたくて思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

私の方は代表質問で触れていた件で、細かい点については予算特別委員会ということで後に回しますが、今日は総括ということでございますので、積み残した点で何点が質問させていただきます。

学校の環境整備について

一つは、教育委員会の方に学校の環境整備ということで大きくとらえて質問して、一定の答えがありましたけれども、数字を持ちあわせていないので、平成15年度と平成16年度にかかわって、教育予算の数字わかりますか。15年度では決算、16年度では予算と、こういって教育予算の数字なのですけども。

(教育)総務管理課長

決算書と予算書を持ってきてございませんので、申しわけございません。

(財政)財政課長

私の方から概数になりますが、15年度の教育費の決算額は27億1,000万円、16年度の教育費の予算額、当初予算ですが、22億7,800万円になっています。

佐々木(勝)委員

全体予算に占める割合、一般会計の割合を。

(財政)財政課長

16年度の当初予算ですが、一般会計で683億円でございますので、教育費、先ほどの22億7,800万円は3.3パーセントになっております。

佐々木(勝)委員

それで、まず15年度決算が27億円、16年度当初予算が22億円、5億円が減っているわけですね。この数字の部分といいますが、その辺はわかりますか。

(教育)総務管理課長

15年度と16年度の関係で大きく変わっているのは、菁園中学校の改築関係がございまして、16年度は菁園中学校グラウンドだけでしたので、15年度は建物の関係がありましたので、そこが大きく変わっているのではないかとこのふうにご承知しているところでございます。

佐々木(勝)委員

そうなのでしょうね。それで、私の方で大きくとらえたのは、教育予算が年々減っていくというか、大きなものについては非常に厳しいということはあったわけですけども、21世紀プランの第3次計画の中では16年度から18年度までの3か年の実施計画をつくり上げました。それは財政部の方に聞いた方がいいのでしょうか。それで、その分を抜いてしまうと16年度予算の中で大きな菁園中学校の校舎関連を除くと、これまで条件整備をかけた予算が、この16年度から18年度までの中で一応見積りを立てていますね。それを保障していくというか、このところの見通しはどのようなのですか。

財政部長

21世紀プランに基づいて平成16年度から18年度までの実施計画のローリングということで上げているわけでありまして、その実施計画を立てた段階では、その計画に沿って順次教育的な振興のために、こういう計画をつくってございますから、計画としてはやはりすごいということになるのですが、ただやはり今のいろいろな財政事

情も本当にこれを言ってもしょうがないくらいに、ご承知のことだと思いますけれども、そういうことがありますので、やはり我々としては毎年度の予算編成の中できちんと見るべきものは見る。本当に最低限必要なものは当然やらなければならないわけですし、その辺は不要不急なものかどうか、改めて編成の段階ではきちんと見させていただいた中で、実施計画も動いているというような形でいくのが望ましいと思っていますので、なかなか難しいのですけれども、財政サイドとしては、そういうめり張りをつけていきたいと思います。

佐々木(勝)委員

だから、こういうものが盛られたローリングした後の第3次計画ですから、21世紀プランを市長も含めて確実に推進していきたいと、こういう決意と財政上の問題などもありますから、一応見積もったこの財政計画、それぞれの数字の事業費をある程度充てた中で、動いているというところで、具体的に菁園中学校の後は大規模な整備計画は年次で1億2,000万円ほどですか。16年度で実施するということになります。

それで、教育長の方にはお尋ねしたのは、この後整備計画というか、大きなものはできないけれども、子どもの安全というか、そういう面については、じゅうぶん配慮していきたいと、こういう答弁があるわけですが、具体的にわかれば、安全面の部分を含めて、どういうものを指しているのか。

(教育)総務管理課長

来年度予算編成の時期でございまして、今財政当局に予算を要求している段階で、具体的なことは、校名とかは挙げられない部分はございますけれども、例えば外壁にゆがみがあって、落ちそうとか、危険が伴って、早く直さなければいけないとか、そういうものについては、当然早くしなければ万が一のこともありますので、そういうことについて予算を子どもの安全という観点から、特に通学路、玄関に面している部分とかについては、早急にしなければならないものがありますので、そういうことを考えているところでございます。

佐々木(勝)委員

その場合に、一つの例で現に地震がある。小樽の学校の中でその地震を契機にひび割れを起こした。それがあつ程度手を加えた部分もあるけれども、そういう衝撃によって相当校舎の中の部分が傷んでいるということなども耳に届いていると思うのですけれども、現場の方から校舎にかかわる部分について、どんな声が挙がっているのか。

(教育)総務管理課長

現場から特に直接的に私どもは、来年度の要望とかを聞いてございますけれども、ただ今回の地震とかについては、特に要望は来ていないのですけれども、当然のことながら、私ども職員が見回った際に一部ひび割れを起こしたところもございまして、今年度予算で早急に直さなければならないものについては手をつけたところもあるということでございます。

佐々木(勝)委員

学校からいろいろな要望や意見とかが上がってきて、それを教育委員会としては押さえていると思うのです。押さえている中で、予算がないからということで片づけられない問題もあると思いますので、この上がってきた部分の集計を含めて、予算づけしていくということが必要なだろうと思うのですけれども、予算がないことで整備の関係はできないということではいるというふうに思わないのだけれども、けっきょくこれは整備しなければならない問題等もあるのだけれども、課題のまま積み残しているということなんかもあるのだけれども、その一例として桜町中学校のような場合、玄関前を市道が通っているのです。その下にグラウンドがあると、こういうようなことで玄関前を車が走っていく、そういうような状況の中で、それにかかわるいろいろな問題というのが起きてくるわけですが、そういうことなどを含めての解決というか、対策というか、こういうことについては、受け止めて解決していこうということになっているのかどうか。

(教育)総務管理課長

市道が通っているということは承知してございますけれども、学校側からのグラウンドに対する要望とあります

か、その点については、水はけが著しく悪いため、改修をお願いしたいというような要望でございます。市道のことまでについては特に要望は来ていないわけでございます。また来てもなかなか市道を変えてどうのこうのというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

この間から話の中で、庁内の道路会議の中で安全マップ、そういうものをつくっていこうという、どんな状態になっているかという地域点検をしたいのだと、こういうことで私は受け止めていて、それを具体化するためには相当な知恵を出さなければだめだという課題がある。そういう面では点検・検証しなければならない部分が多々あるだろうというふうに思っているところなのです。今言ったように、学校の前を市道が通って車が往来して、そしてそれを避ける形でグラウンドに行くと、そういうような課題を持っているところなどもほかにもいろいろあると思うのです。その辺の要求なり解決するための方策といいますか、これをどういうふうに整理していこうとしているのか、これについてはどうですか。

教育部川原次長

ただいま桜町中学校の校舎の前の市道ということでお話を伺いましたけれども、私も学校からの予算要求といいますが、問題点として、その点をちょっと承知をしてございませんでした。今後、その道路と違う回路がないのか、その点も含めまして、学校と打ち合わせをさせていただき、検討させていただきたいと思っております。

佐々木(勝)委員

そういうことで通学路の問題等もありますけれども、大きくいえば、やはり学校の周りの地域の安心・安全マップをつくっていこうということは、この間も問題提起でさせてもらいましたけれども、そういうことで学校を含めての環境の点検・検証といいますか、この機会にこれを急いでやってもらいたいというふうに要望します。その具体については、現場からの声もあると思いますので、徐々にやってください。

それから、もう一つは、これはハードな面の教育環境整備のうちの施設整備に関係することですけれども、一番多く外回りは別にして、学校から要望の多い校舎内の施設整備の関係からいけば、何が一番多く上がっていますか。

(教育)学校教育課長

学校の方から何が一番施設整備で多いのかというご質問でございますけれども、具体的には個々の学校内の備品とかいろいろございまして、これから冬期にかかるとは、冬道の安全という形で要望があるということをお話の方から言われてございます。それはそれぞれの問題もございまして、学校施設ということになると、小中学校で42校ありますので、それぞれ千差万別でございますので、全く普園中学校みたく施設が整備されている学校については何も要望はないわけですが、古い学校になりますと、今言ったような形で入り口の安全、ロードヒーティングの部分とかも含めまして、そういった要望はあるということは聞いてございます。

佐々木(勝)委員

そういうかなりの部分についてはいいですね。いつかはトイレの改善とか、それから教室の整備とか、こういうのは多くあったというふうに思うのです。その辺のところの部分も含めて、けっこう現場からいろいろな要望や要求というのがあると思うので、それをきちんと整理した中で対応するというまず姿勢が、私は大事と思うのです。それが一つなのですけれども、小さな整備においては、今でもどうでしょうか。体育館の中のいろいろなことでの雨漏りだとか、こういうようなことになれば、総務管理課の方では対応できないですね。その辺のところ、大きな整備と小さな整備があるのだけれども、体育館で雨漏りをしているといろいろとぐあいが悪いというようなときの対応というのは、原課はどこになるのですか。

(教育)総務管理課長

体育館の雨漏りというのは、ひどい雨のときには何か所かあるのは聞いています。私も常に見回って、総務管理課の方で対応してございまして、物によっては業者に発注してございます。ただ大規模な工事になりますと、な

かなか予算的なものもございまして、難しい面はございますけれども、小さな雨漏りについては、必ずすぐ見たときに業者に発注しています。

佐々木(勝)委員

それで先ほどの話に戻るのですけれども、16年度から18年度の中には、校舎の新築に関するところがないということですが、現在ではそういうふうな大きな修繕というか、整備をする状態には、各学校ではないというふうな押しえていますか。

(教育)総務管理課長

毎年、それ相当の修繕費と工事請負費を予算につけてもらっていますので、特定の学校に何をするというふうな形でつけてもらっているわけではございませんで、全体の小中学校の中の範囲で何かあったときにすぐ修繕なり工事ができるようにつけていただいているところではございまして、ただ大きな工事、何億円とか何千万円もかかる工事については、予算要求時のときに、特定の校名をつけるなりして予算要求を過去にはしている。それで、先ほど申し上げました外壁の工事、来年度やりたいと思う工事についても、今まで配分されていた修繕費と工事請負費のほかに、何とか予算要求をしていきたいというふうには考えております。

佐々木(勝)委員

大きなところで、安心な部分を確保するためには、必要な対策を講じていくと、そういうことであるから、じゅうぶんそのところ、学校関係を含めて点検し、それに対する対策を進めていただきたいと思います。

それから、学校関係になるのか、教育環境整備になるのか、学校の教育活動の充実という点で触れておきましたけれども、この部分について具体的なものについては、多少挙げてもらったのですけれども、このことについて17年度以降についてじゅうぶん確保しながらやっていくということなのか、実態としては交通災害共済の廃止の関係、小学校については、適正配置による廃校ということで提案をされて今議論していますけれども、そういうことで考えているバス路線の問題とか、そういう面での教育環境に係ることについてはこれまでどおり確保していくということでとらえてよろしいでしょうか。

(教育)学校教育課長

21世紀プランの3次計画ということで、先ほど財政部長の方からも答弁がありましたけれども、私どもの方も確保できるものについては、確保していきたいと思いますが、ただ今委員がおっしゃったように、交通共済とか、そういった廃止する事業もありますので、そういうものを見ながら、年度年度に合わせてといいますか、事業事業に合わせた形でできるものについては確保していきたいということで考えてございます。

佐々木(勝)委員

子どもの権利条約について

子どもの権利条約に関する部分で質問します。

この問題については、私も平成13年第4回定例会、それから15年第1回定例会で今の状況の中から、子どもの権利に関する条例をつくると思いますか、制定する方向で頑張っていきたいというふうな問題提起をしながら来ております。平成9年に小樽市の子どもの権利条約に関しての部分、市民部を中心につくって、現在、あると思うのです。その関係で聞きますけれども、平成9年につくった子どもの権利条約ですが、小樽版、これについてはどんな活動をされていて、現在どうなっているのか、このところについて尋ねます。

(市民)青少年課長

ただいまのご質問でございますけれども、平成9年度に市民部が作成した子どもの権利条約に係るパンフレットについて、活動内容ですか。活用ですか。

佐々木(勝)委員

今どういうことになっていますか。

(市民)青少年課長

活用につきましては、保護司会でやっております講演会等にも使われておりまして、いろいろな講演会の中でそれを使わせていただいているのが現状でございます。

市民部次長

これは秋山議員の代表質問におきましても答弁してございますけれども、平成9年度に道が編集した原稿を基に作成いたしまして、それを2万5,000部でありますけれども、保育所、幼稚園、小中学校及び高校を通しまして、各家庭に配布してございます。その後、先ほど青少年課長から答弁しましたけれども、保護司を中心とします事業の中で、子どもの権利条約に関する講演を人権擁護委員を講師といたしまして、講演会を開催しておりますけれども、そういう中で教材といえますか、テキストとして使わせていただいております。そのほか、市職員にも配布いたしまして、その権利条約の普及・周知を図っております。

佐々木(勝)委員

それで今、平成9年のつくったかわりの部分があったわけですから、それを生かして、子どもの権利条約ということになれば、教育の分野にどのようにシフトしていったらいいか、そして学校においてはどうなっているのかと、こういうふうになるわけですが、私が提案したこれまでに問題提起してきたのは、今こういう子どもを取り巻く環境の中では、大事な点であれば何かということ考えていったときに、子どもの権利条約という話の部分がありますけれども、これを小樽版として制定していく取組に着手してはどうかということの問題を提起したわけです。そうなれば、研究しなければならないということやっていって、平成15年第1回定例会のときには、一定の回答があるのです。条例制定であります、子どもの権利に関しては、広範にわたることからお話がありました先進都市の取組を参考にするともに、庁内会議や学校、町内会など関係機関ともじゅうぶん連携を図り、市民の意見を聞きながら、引き続き取り組んでいきたいと、こういうふうな答弁があったわけです。この課題になっている部分について、この後、子どもの権利条約制定、この小樽の条例に向けての状況はどうなっているかということ伺います。

市民部次長

まず、権利条約そのものに関しまして、行政がまず勉強するということが大変であろうということで、庁内組織の中に子どもの権利連絡会議というのがございまして、過去にあまり多くないのですけれども、これまで3回ほど関係部課が集まりまして、勉強をしております。これにつきましては、最近開催しておりませんが、今後さらに活性化を図っていきたいと考えてございます。

それから、権利条例そのものにつきましては、まだ全国的にも私どもの6月時点の調べでは全国では17市町村の制定ということで、まだまだ条例の形で設置例というのは少ないかと思っております。16年1月でございますけれども、子どもの権利についての懇談会というのを開催しておりまして、その中では小樽の人権擁護評議会、それからPTA联合会、総連合町会、地域子ども育成連絡協議会、そのほか各町会の子ども会の代表の方等が集まりまして、懇談を開いたのですけれども、その中では行政が先例をもちまして、形をつくるということが先ではなくて、まず啓発又は市民の意識づくりとか、それを先に進めることが必要ではないかということで、その後、今のパンフレットの配布でありますとか、それから講演会、そういうものを開いてきています。今後につきましても、今のところ人数の少ない講演会ということになっているので、もう少し規模を大きくするためにも工夫しまして、まず市民に根づいた形、条約が根づいていくと、それをもって、意識の醸成を図って条例づくり等に進めていければというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

子どもの権利条約の基本的な精神というのは、私は行政にかかわるものは子どもにとって最善のことを考えて、そして対策をとっていく。これが精神の最大の部分だというふうに思っておりますので、そういうふう意識づけ

を庁内の中でもそういうことをさらに取り組んで、私も相談にあずかりたいというふうに思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

教育委員会の委員協議会について

初めに、小学校の適正配置の問題で、昨日の予算特別委員会の中で、教育委員会の委員協議会ということばが出てきたのですが、それはどういうものなのか説明いただきたいと思います。

(教育)総務管理課長

教育委員会委員協議会とは、教育委員会終了後に引き続き継続案件などについて協議する場所である、協議してきたと、こういうふうに認識してございます。

菊地委員

どういう方がその協議会を構成しているのでしょうか。

(教育)総務管理課長

当然、教育長を含めて教育委員5名、あと場合によっては説明員として部長、次長、そのほかの説明員が入っております。

菊地委員

その委員協議会というのは、小樽市教育委員会の会議規則の中では、どういうふうに位置づけられるのですか。

(教育)総務管理課長

特に位置づけられているものはございません。

菊地委員

特に位置づけられているものはなくて、そこで協議されたことについては、どういった決定権を持つのですか。

(教育)総務管理課長

今までは、正規の教育委員会をやるときに、秘密会でやらなければならない部分が一部あります。それをそこで秘密会と宣言しないで、そういうふうに行っていた経過が一部ございまして、特に位置づけられてはいないのですが、教育委員会が決定したという意味で行っている部分もありました。

菊地委員

もう一回説明してください。

教育部川原次長

この委員協議会でございますが、私、昨日も答えましたけれども、会議の中で秘密会で進めた方がいいのではないかとこの部分もございまして、今までと違いますか、教育委員会で途中で傍聴の方を退席していただいて、終わってからまた入っていただくというのも非常に面倒をおかけするというような配慮もございまして、委員会を終了いたしまして、その後でこの引き続き、何人かで教育委員会と同じ形で協議会というのがございました。ただ、これにつきましては、私どもこのたびこの形としては、やはりそれがいいものではないということで、11月の委員会からこういった協議会というのをやめてございます。

また、会議規則の中で秘密会について明確な位置づけとありますが、条項がございませんでしたので、16日の教育委員会において、会議規則を改正する予定であり、秘密会については、こういった事項について秘密会とするということで、会議規則に明確に規定することにしたいと考えています。

菊地委員

8月にたしか教育委員会が終わった後に、この委員協議会が開催されたというふうに昨日答弁したと思いますが、

これで間違いはないですね。

(教育)総務管理課長

8月25日の教育委員会の後に本年度の第1回といいますか、教育委員協議会が行われました。

菊地委員

その中で確認されたことについて、教えてください。

(教育)総務管理課長

このときの議題は報告事項ということで二つございまして、人事が一つございまして、この辺はやっております。それから、小学校の適正配置についての2件でございます。

菊地委員

小学校の適正配置の部分では、そこではどういうことがあったのでしょうか。

(教育)総務管理課長

小学校の適正配置についてということで、議事録、ここの部分を読ませていただきたいと思います。京谷教育部主幹より、小学校適正配置実施計画策定の考え方について説明するとともに、今後のスケジュールについて報告した。教育委員から通学距離のおおむね2キロメートルの基準について質問があり、京谷主幹より、国の基準の中で小学校は4キロメートル以内となっているが、小樽市の地理的条件などを考慮し、おおむね2キロメートルとした旨答弁した。また、教育委員から2地区以外の小規模校についても検討するののかとの質問があり、京谷主幹より今後児童数の推移を見ながら検討する旨答弁があった。出席委員一致により了承した。

菊地委員

この2地区というのは、手宮地区と南樽地区ですか。

(教育)京谷主幹

この二つの地域につきましては、手宮地区とそれから中央・山手及び南小樽地区を中心に検討するという内容でございます。

菊地委員

そうすると、このときの適正配置についての策定の考え方を基に、実施計画案がつけられたというふうに考えてよろしいですね。

(教育)京谷主幹

そういった考え方に基づいて、今回の計画案を策定したものでございます。

菊地委員

この委員協議会そのものの在り方は問題があるということで、今後はこういうことは行われぬということをお先ほど答弁いただきましたけれども、全く大事な問題を教育委員会という中ではなくて、教育委員協議会の中で決められた。しかもそこで確認されたことに基づいて、今度の実施計画案が出されたということ自体が、たいへん問題ではないかと思うのですが、この辺についてはどのように考えていますか。

教育部長

最初に申し上げますけれども、この教育委員協議会でございますが、あくまで任意協議の場ということで、先ほど会議録の関係を読みましたけれども、これはあくまでもメモという条例をもった位置づけであります。今回8月に委員協議会、位置づけ、先ほども次長からも申しましたけれども、必ずしもこれが100パーセントいいものではなかったという認識を持ってございます。そういった中で、昨日も申し上げましたけれども、重要な施策案件につきまして、非常に時間がかかる、継続的に審議する必要があるという中で、しかも先ほど傍聴者の関係で考慮したということも申し上げましたけれども、こういったことを総合的に勘案いたしまして、こういう協議会、場を任意でありますけれども設けて、そして協議して最終的に委員の皆さんに審議いただいた中でご了承をいただいたと、

8月の場面ではそういう委員協議の場で、正式な場というふうには私どもは認識しております。

菊地委員

今、正式な協議の場というのであれば、なぜ今後そういうことを改めるというふうにおっしゃるのでしょうか。

教育部長

さらに申しますと、正式の場というのは、その場面での正式の場という意味合いでございまして、必ずしも普通本来ですと、秘密会という形はやはりとらなければならない場面だというふうにも考えまして、それで8月の段階ではこういう場を設けるなかで協議をいただいたということでございます。

菊地委員

8月25日、傍聴の方はいらっしゃいましたか。

(教育)総務管理課長

昨日までは会議録を持ってきていたのですが、今日は持ってきていないので、記憶で申し上げますけれども、たぶんいなかったのではないかなというふうに思っております。

菊地委員

私も教育委員会を傍聴させていただきましたけれども、そういうときはきちんと傍聴の方にお引き取り願って秘密会が開かれていますよね。ですから、出たり入ったりというか、そういうことに気を使って委員協議会にしたということが何としても解せないのです。それで、その委員協議会、そういう大事なことを正規の教育委員会でないところで決めた、それに基づく実施計画案ということでは、たいへん問題がある。それらのことを父母に説明したということは、それは説明するに足るものではないのではないかなというふうに思います。白紙撤回をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部川原次長

小学校適正配置計画、策定の考え方につきましては、教育委員会ではなくて、ただいまご指摘がありましたように、委員協議会という中で審議をしてきたという経過であります。この協議会の位置づけにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、委員会で引き続き同じ委員で協議をしていただいたと、ご審議をいただいたということでございますので、私どもとしては委員の意見をじゅうぶんいただいてという中でしたという考え方については、委員のご意見を伺って、決定したというふうに思っております。

菊地委員

この8月の教育委員会が終わった後に委員協議会とおっしゃいますけれども、8月の教育委員会は何名の教育委員が参加していて、それで委員協議会に出たというのは何名だったのでしょうか。

(教育)総務管理課長

先ほども申し上げましたように持ってきてございませんが、たしか当時の山田委員が病気で休んでいましたし、もう一人欠席していたような気がして、3人で教育委員会が行われ、引き続き3人でやったというふうに記憶しています。

菊地委員

3名で教育委員会を開いて、そのまた3名が委員協議会に参加するのだったら、別に何も委員協議会にする必要がなかったのではないかなと思うのですけれども。

教育部川原次長

そういったようなもの踏まえて、私ども新教育長の下でこの委員協議会という形は直していこうということで、協議会というそういう委員会をやめて、教育委員会で秘密会をということで、今後進めていこうというふうにしてございます。

菊地委員

昨日の予算特別委員会で指摘されている中身もそうですけれども、その前段で教育委員会という本当にほとんど教育全般にかかわって大事なことを決めなければならない、そこで決めたことでないことを決定事項のような形で父母の皆さんに示した。そのことだけでも今回の実施計画案は全く父母や子どもたちのために思っただけの計画でないことは明らかですので、何としても白紙撤回をして、もう一度地域の皆さんを含めた形での計画のやり直しを求めます。

この問題は引き続きやっていきたいと思っておりますけれども、引き続き追及しろと言ってくれています。

行政監察結果報告書について

総務庁の行政監察局の行政監察結果報告書ということについて、聞きたいと思っております。

平成10年12月に総務庁行政監察局から義務教育諸学校等に関する行政監察結果報告書というものが出されていますが、これはどういうものか聞きたいと思っております。

(教育)総務管理課長

私どものところにたぶん直接届いた文書が見当たらないのですけれども、インターネットなどで調べた文書で答えられますけれども、監察の背景事情等となつてございまして、近年、義務教育諸学校においては、いじめ、不登校、校内暴力の問題が深刻化、平成8年7月の中央教育審議会答申において、今日最も解決に向けた取組が求められている教育上の課題とされるなど、これらの問題への対応が緊要な課題。また、義務教育諸学校における児童・生徒数は昭和57年度をピークに、その後大幅に減少、それに伴って、特に都市部を中心に小規模校化が進行、この傾向は今後も続くものと見込まれ、学校規模の適正化、余裕教室の積極活用が必要というような背景事情で、いろいろな勧告がなされているものと承知しております。

菊地委員

その中で、学校規模の適正化の推進という文書があると思うのですが、そのことについて、どういうことが書かれているか読み上げていただけますか。

(教育)総務管理課長

というのを私は持っていないのですけれども、勧告の要旨としては、学校規模の適正化について、都市部の小規模校化の進行、児童・生徒数の動向等を踏まえた適切な対応が積極的に図られるよう、市教委を促すとともに、各地域への取組などに資するための情報を市教委に提供すること。そのほか、学校用地の不足の関係とかが載つてございますけれども、というのはちょっと私はわかりません。

菊地委員

今、課長が読み上げていただきました市教委にそういう情報提供をすること、あるいは市教委に対して適正配置を促すようにということで、当時の文部省に向けた勧告なのですが、それでは文部省から道教委を通じてこういう通達になるのか、指導文書になるのかわかりませんが、そういうものは来ているのでしょうか。

(教育)総務管理課長

先ほども申し上げましたけれども、私どもにたぶん届いていない、過去の人にも聞いているのですけれども、読んでいないというふうに承知しております。

菊地委員

来ていないということですね。いずれにしても、こういう勧告が出されているのです。がないと言いましたので、私、読ませていただきますけれども、学校統合を実施した教育委員会などを調査した結果なのですけれども、いずれも学校統合に反対する住民の合意の取付けに苦慮している。統合計画発表から統合実現までには、平均5年3か月を要する。また、20年以上を要したものが見られるというふうに書かれています。こういうふうにはこれは文部科学省に既に勧告として行っているものなのですけれども、総務省のこういう文章を読みましても、本当に適正配置を進めるということについては、地域の問題とか、子どもの問題を含めて大変なことなのです。この文章が教

育委員会の皆さんの手元にはないということですが、こういう全国の実例から見ても、今度の計画発表、校名が具体的に挙がってから18年4月までの実施まで1年数か月、これはあまりにも乱暴な内容ではないかということを変更して伺いたいのですが、いかがでしょうか。

教育部川原次長

小学校の適正配置につきましては、11月の学校適正配置等調査特別委員会で具体的な学校名が出てましたけれども、その前段といたしまして、平成11年から小樽市内の小中学校について、適正配置を進める必要があるということで基本方針、そして実施方針、そして昨年、小学校の適正配置について、地域の皆様のご意見を伺うということで、小樽市の現状について、学級数の現状で適正配置の必要性について説明会を開催してきたところでございます。そういった手順を踏んで、私ども今回具体的な学校名を出したということですが、それまでの経過ということ、そういったものを踏まえて、今回計画案を市民に提示しまして、そして今回の説明会でのいろいろなご意見・ご要望をこれからまとめてどういった対策がとれるのかということで、次回の地域説明会に臨んで、そして皆さんの理解を深めていただくよう、私どもも努めてまいりたいと考えております。

菊地委員

基本計画とか、そういうものについては、もう既に6年ぐらい前に出されてはいますけれども、今後の具体的な計画案そのものについては、本当に関係する小学校についてはこの11月が初めてだというふうに地域のお母さんたちはとらえるわけですから、今、次長がおっしゃったようなことにはならないと思うのです。それで、今、地域説明会のことも出されましたので、この適正配置については、たいへん慎重な、そして微妙な問題も絡んでいるということ踏まえた上で、基本的なこと出されていた地域の疑問、要望について聞きたいと思います。

案は一つではなくて、二つ、三つ、きちんと選択できるぐらいの案を用意してほしい。それから平成18年度4月1日の実施については、見切り発車をしないでほしい。私はこれは非常に大事なことだと思うのです。それについて、どのように1月の説明会等については、説明されようとしているのかについて、答えていただきたいと思えます。

教育部川原次長

地域説明会の中で、この計画案に対して市側は対案がないのかという、対案を示すべきではないのかというご意見・ご要望がございました。それで、これに対してどういったものができるのかどうなのかということも含めまして、現在検討させていただいております。それから、見切り発車をすべきでないということですが、これにつきましては、私ども地域説明会、それから議会の審議をじゅうぶん踏まえて、今後この適正配置について、理解度を深めて進めるという考えでございまして、それをどの程度というのなかなか難しいわけですが、いろいろな説明会等を通じて、皆様の理解というものを総合的に判断して決めていきたいというふうに思っております。

菊地委員

対案については、検討中ということですので、あるいは二つ、三つの案が出てくるというふうに理解してよろしいですね。それから、4月1日については、非常に微妙な言い方をしていますけれども、あくまで合意に向けて頑張ると言っているのでしょうか。それとも見切り発車をしない、あるいは計画変更ということもありえるというふうなとらえ方でよろしいのでしょうか。どうもその辺がはっきりしないのですが。

教育部長

このたびの地域説明会、各会場におきまして、非常に多岐にわたりにまして、ご質問、ご意見、ご要望を受けました。そうした中で、今、集約しているわけですが、菊地委員がおっしゃったことも含めて、今、次長が答弁しましたけれども、私ども基本的には、現時点、今回11月に計画案を示させていただきました。そして、これを基本的に進めさせていただきたいということで、各地域説明会に上がっているところです。ですから、まず

その辺の各地域の皆さんのご理解をいただきながら、当然こちらもいろいろご質問を受けた部分に対して回答をしながら、さらに理解を深めて進めさせていただきたいということがまず基本的に思っているところでございます。

菊地委員

いろいろな会場に私も参加させていただきましたけれども、ちょっと歩み寄れる状態ではないのではないかなど、私は感じているところなのです。ひざをつき合わせて、胸を開いて説明会を今後もやっていきたいというような意見もありましたけれども、見切り発車をしないでほしいというのは、地域の人にとってみたら、確認の基本ですよ。そのことについて、どうなさるのかということを知っているのですけれども、実施に向けて合意をとっていく努力をするという気はないものなのでしょうか。

教育部長

先ほど申しましたように、基本的な考え方といたしまして、今回の実施計画案を進めさせていただきたいということをもまず念頭に置いているわけですが、当然、今、地域の皆さん、何度もこれから説明に入るという約束をしている中で、まだまだやりとりが続くということが考えられるわけです。ですけれども、我々いつまでかという時期もありますから、18年実施を一応目途に取り決めさせていただいている中で、我々が示せるものはどんどん示しておきながら、地域の方々に本当にじゅうぶん我々も説明して、回答して、そして理解の接点を設けていくのだというような形で私ども進めさせていただく。といいますと、やはり見切り発車ということは当然ありえないわけです。ですから、じゅうぶん理解もさせていきたいというふうに考えております。

菊地委員

見切り発車はありえないということは確認されましたので、私はこれで終わります。

新谷委員

教育委員会の委員協議会について

昨日の学校の問題に引き続いて、質問させていただきますけれども、まず委員協議会、これはたった3人の出席の下に話されて、しかもこのことを教育委員会の正式な発表もしないでこの実施計画案を決めていたのですよね。ですから、これはもともと決定権のないところで決めて進めたものですから、これは白紙に戻すしかないのではないですか。

教育部川原次長

先ほどの繰り返しになりますけれども、確かに委員会が終わって、そのまま引き続いて委員に残っていただいて協議会という形で議論をいただいてご承認をいただいたものでございますので、私どもとしては、これについては委員のご意見をじゅうぶん踏まえたということで、教育委員会で委員のご意見をいただいたということで教育委員会の決定というようならえ方をしています。

新谷委員

今の発言は非常に重大問題だと思いますよ。昨日も北野委員が言っていましたけれども、教育委員会で決定していないのですよ、話し合いもしていないのですよ。それを何で決定というのですか。

教育部川原次長

確かに教育委員会ではございませんけれども、教育委員がそのまま引き続き、その協議会の中で議論していただいて、教育委員のご意見をじゅうぶん伺っているということで、私どもとしてはこの選定については、特に問題はないというふうに考えてございます。

新谷委員

ですから、そこが決定権がないところで進めているわけですから、そうしたらまるでなれ合いで進めている、それしかないのではないですか。

教育部長

決してなれ合いということではありません。北野委員に申し上げておりますけれども、委員会が引き続いた形で一回幕をおろした中で、各委員とのお話合いの中で協議会という協議の場面を設定、設置しようということの下に立ち上げをしている点では、正式な方法によるものだと思います。

新谷委員

正式な手続きを経て決めたものではないのですから、これは計画をやり直すしかないと思います。

それから、先ほど見切り発車はないということで、一斉にはしないのだというふうにとらえましたけれども、昭和48年に文部省の管理局の統廃合についての通達が来ていますが、これではどのように書いていますか。

(教育)総務管理課長

そういう文書、今持ち合わせてございませんので、お答えできません。

新谷委員

いや、それはもう基本中の基本ではないですか。あなた方が統廃合を進めようとしているときに、こういうものも知らないで進めるなんてとんでもないことです。委員長、こここのところは、時間に入れなさい。読みますから。

統廃合による学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民などとの間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には、教職員と児童・生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し、充実する方が好ましい場合もあることに留意すること。こういうふうに書いてあるではありませんか。それから、通学路は通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等をじゅうぶん検討し、無理のないように配慮すること。学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義なども考えて、じゅうぶんに地域住民の理解と協力を得て行うように努めること、こういうふうに書いてあるのです。こんなことも知らないで、頭に入れなさいでやるから、こうやって地域住民や父母の方と摩擦が起きるのではないですか。こういうふうにかなり前から文部省が通達を出しているのです。

ですから、先ほど部長が答弁された18年見切り発車はないということは、18年は一斉にやらないということにとらえていいのですね。

教育部長

私どもが申し上げますのは、今回の実施計画案は、何度も申し上げますけれども、4校に絞った段階でありますので、18年実施という形に踏み込ませていただき、それを地域説明会の中で、今回1回目でございますけれども、各地域をまわったところです。そしてその趣旨説明をさせていただいたところです。ですから、私どもこれから集計、1月に月日にはこだわりませんが、何度も地域の方々に対しては足を向けてまいりますので、先ほど申しましたように、質問いただいたものにつきましては、誠意を持って回答させていただきますので、これは何度も申し上げてきているわけです。ですから、見切り発車はないと、そういう今の時点では当然毛頭そういう考えに立つスタンスでない場面、時点です。これからさらにまだ理解を求めていこうという、私ども基本的なこれは誠意を持った姿勢で臨んでまいりたいと、こういうことです。

ただ、これはまだまだ時間、経過、もう少しありますので、ですからその辺皆さんとひざを交える形でじゅうぶん話し合いをさせていただいてと、こういう趣旨でございます。

新谷委員

理解を求めるとか、じゅうぶん話を聞いてと言いながらも、部長は一斉にやるということが根底にあるのです。ですから、もっと地域の皆さんの声、あの時点では白紙撤回とか延期という声が圧倒的だったのですから、それを

念頭に入れないで進めるということ自体が問題ですし、地域や父母の皆さんの意見を聞いていないということですし、もともとが正規の教育委員会を通して決めたものではないのですから、やはりこれは練り直し、やり直し、これ以外にないと思います。

生涯学習プラザの使用料について

通告してありました使用料の問題でかなり積み残してしまっていたいろいろなことがあったので、それで聞きます。

前に出していただいた資料で、生涯学習プラザ、これはほとんどの部屋で大幅値上げです。これは全道のどこを参考にして決めたのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

この生涯学習プラザの使用料の改定に当たりまして、参考にした市ということでございますけれども、代表質問で教育長より答えているところでございますが、道内の主要都市でございます函館市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市及び北見市の6市、施設で言いますと、洋室の会議室につきましては18施設、それから和室につきましては、11施設を参考といたしてございます。

新谷委員

生涯学習プラザに似たような施設というのはどこなのですか。

(教育)生涯学習課長

生涯学習プラザでございますが、ホールとそれから和室、それから学習室が六つございまして、例えばホールでございましたら、多機能でございまして、会議もできれば、その他の活動もできる。あるいは学習室につきましては、学習やその他の活動もできるといったものでございまして、通常の会議室と同じような形態で使われてございます。和室につきましても、いろいろな形態がございまして、これらの施設とほぼ同様の使い方がされてございます。

新谷委員

さきに渡された資料では、函館市、旭川市、釧路市、いろいろ出ています。ですけれども、その生涯学習プラザに合った施設というのはどこなのですか。

(教育)生涯学習課長

このプラザは設置目的といたしまして、市民の生涯学習を推進していくといった施設でございまして、実際に学習の機会あるいは学習の場といったものの提供をしているわけなのでございますが、この学習の場ということでの貸室ということでございましたら、その他の全道の参考にした市とだいたい同じような使い方かなというふうに感じてございます。

新谷委員

今目的のことが出されましたけれども、この使用料の改定に当たって、見直しの時点では設置目的、利用実態などを勘案して、同一利用形態にある施設の使用料の整合性を図るといのがあるのですけれども、この設置目的、これは全く今回の場合は、こうやって書きながら実際に取り入れられていないというのが今までの審議でも明らかです。昨日のれいめいの会の上野委員も平米だけで決めるのはおかしいのではないかと、こういうふうに言っていましたから、これは全く上げるための理屈づけとしか思えないのです。それで、今和室が出ましたけれども、生涯学習から離れます。

いなきたコミュニティセンターの和室、ここも1,000円から1,200円に上がりますよね。ところが和室は1、2、3とくっついているのです。それでふすま一つで分けられているものですから、隣の部屋の声が聞こえるということで、あまり使う人にはよくないです。市民にしてみたら、なぜここがこんな状態なの上がるのだという不満があるのは当然なのです。これについてはどうですか。またこれも平米でやったから仕方がないのだと言われればそれまでなのですが、こういうマイナス面を考えた上でのやり方ではないですよね。

(市民)総合サービスセンター所長

いなきたコミュニティセンターの和室のご質問がございました。料金の設定につきましては、これは全庁的な料率でございまして、全道の平均並みということで、平方メートル当たりの単価でもっていなきたコミュニティセンターの各施設につきましても、新たな料金を設定させていただいたところでございます。和室につきましては、今、新谷委員からご質問がありました隣の声が聞こえるとかということで、非常に利用者にとりまして、不便があるという形の問題につきまして、私どもの方には直接隣の声が聞こえて集会ができないとか、邪魔になるとかという直接的な声は聞こえてはきませんけれども、ただそういった内容のご指摘がありましたので、私どもよく実際にどの程度までそういった影響があるのか調べながら、もし直ちに改善というのは難しいかと思うのですけれども、そういった利用者の声を聞きながら、直せるものは今後直していかなければならないと思います。

新谷委員

それで、例えば着つけ教室だとか着つけの前に一部屋では足りません。二部屋同時に使うということもありますね。あるいは三つ通して。そういう場合には、多少割引にならないのですか。

(市民)総合サービスセンター所長

そうした場合には、多少割引はないのかというご質問でございますけれども、現在この料金につきましては、午前、午後、夜間、それから全日という部分の中で、利用者を使用料を支払っていただいているわけでございます。先日も財政部長から答弁しましたように、使用料につきましては、この3年なり5年という形のスパンの中で見直しをしていきたいということもございまして、今後の見直し、上げる上げないは別としまして、そういった中で利用者にとって本当に利用しやすい、使いやすい、こういった形でもし見直せる部分があれば、今後やはり見直しをしていかなければならない、こういうふうに考えてございます。

新谷委員

上げるばかり上げるのではなくて、そういうところもサービスしながら進めていただきたいと思います。それで、今いなきたコミュニティセンターを私たちときどき借りるのですけれども、暑くて暑くていつも暖房を切って窓をあけるといって状態で、それなのに暖房料を払わなければならないというのは、これもまたみみっちい話かもしれないけれども、そちらもみみちく上げてくるので言わせていただいていますけれども、このあたりもどうなのでしょうね。使いもしないのに払わなければならないというのは、これも割引にならないのですか。

(市民)総合サービスセンター所長

暖房につきましては、現在、利用時間を定めて暖房を入れているわけでございますけれども、ただ冬であっても非常に暑い日もございます。そういったときに暖房期間だから無理やり暖房を入れて、暖房料を取るよという形も、これはあまりにも利用者のことを無視していることになりますので、これからもそうですけれども、利用者と管理者と話し合いをしまして、今日は暑くて暖房は要らないということであれば、無理に暖房は使わない方がいいだろうし、そういう暖房料を取るということは、やはり同時に弾力的に考えていかなければならないと思います。

新谷委員

暖房料のことについて聞きます。見直しの視点として、実費相当分を負担してもらおうということでしたけれども、産業会館と公会堂は大幅に下げるわけですが、これはこの基準がよくわかりませんが、どういうことでしょうか。

(財政)笠原主幹

今お話がありました暖房料の関係ですけれども、見直しの視点の中で、確かに実費相当分については、その全額を使用料として回収すると、こういう原則で私ども今回の改定に臨んでいます。その中で今お話がありました公会堂、産業会館、これの暖房料につきましては、資料でもお示ししたとおり、今回、改定によって下がるという形になっておりますが、現行ちょうどいってしまっていた暖房料相当分の使用料がコスト計算等を行った結果、コストよりも超過していると、そういう部分があったので、その部分については改定して暖房料相当分については

下げていくと、こういうことで考えております。

新谷委員

ということは、もらいすぎていたということですね。それについては、返さないで今度からもらうものはもらうと、非常に矛盾していると思うのです。そして、市民センターは5割から6割、それからいなきたコミュニティセンターは2割から4割と大幅に上げるのです。このあたりも、実費と言われればそれまでなのですが、先ほどのいなきたコミュニティセンターみたいに暖房が要らないときもあるわけです。だから、これは上げすぎではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

財政部長

暖房料も含めて、今回の考え方というのは、新谷委員がおっしゃったように、見直しをして上げるものは平均まで上げさせていただき、それから下がるものについては、それも適正に下げさせていただくというのが基本原則でございます。それらについては部屋であるとか、あるいは暖房料についても、そういう形で整理をさせていただいております。今、取りすぎていたのだから返すというようなお話もちょっとございましたけれども、使用料については、今回全面的に見直すというようなことは20年ぶりであります。ですから、その間、我々一斉にその都度その都度見直しをしてこなかった部分がございますけれども、かといって、では支払していなかったものをさかのぼっていただいたらどうかという話もこれはなりにくいわけでございますから、その辺は今の時点で改めて見直しをさせていただいて、どういう形が適正なのかということの下で実施させていただきたい、これが基本的な考え方で、今回提示しているということでございますので、その辺についてご理解願いたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

大竹委員

今回の予算特別委員会でございますけれども、前段ですけれども、統廃合の問題ということが、議案という中で直接ではありませんけれども、ずいぶん話されたと思うのです。そういう中で今一番大事なことは、子どもたちの今の教育環境をどうするかということに基づいて、物事はされているはずだと私は思うのですけれども、どうもそこからそれたような感じの中であってきているのかなという部分が気になりましたので、その辺もう少し本当に子どもにとって何なのかという部分も考えていかなければならない大きな問題かなという思いはしております。

それで、質問をさせていただきたいと思いますが、私の方からは今回いろいろな形の中で、条例を改正する、要するに料金の改定ということの中であるわけですが、それはなぜかというところ財政再建という大きな問題の中であろうかと思うのです。そういう中でいろいろ使用料の関係で言われておりますので、私は一つの問題といたしまして、小樽の経済という問題を含めて、収入ということも含めたときに、どう考えなければならないかという観点の中で一つ聞きたいと思います。

稲一再開発について

と申しますのは、まず現在稲一再開発でいろいろプロジェクトされましたけれども、その状況が大変な状況にあるのが現在でないかなという思いをしております。

そこでまず聞きたいことは、これは昭和61年だったと思いますが、シェイプアップマイタウン計画、これに付随いたしまして稲一再開発ということがあったと思うのですけれども、これについての開発コンセプトについて、答弁願いたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

稲一再開発といいますか、敷地の高度利用により、空地の確保、建物の不燃化による街区の環境整備を図り、商業地域での計画であることを踏まえ、都市機能の充実により街区のみならず小樽市全体の活性化につながるという

ことで開発を進めてまいります。

大竹委員

そういう中で、小樽市というのがどのようなかわりをしたかということでございます。というのは、この計画に対しまして、国、道、小樽市というのがいろいろな形の中で税金を投入をしていたということがあろうかと思えますけれども、それについてはどのような形でされてきたのか、お知らせください。

(建設)まちづくり推進課長

稲一の再開発は、優良再開発事業として事業に着手したわけですが、その中でこの再開発事業に対しての補助金という形で、国から2億3,300万円ほど、道から1億1,700万円ほど、市から1億1,700万円ほどの補助金が拠出されてございます。

大竹委員

そうしますと、現在の状況というものは、この稲一再開発それぞれの中でもって目的に向かって、これをとんざさせるといふわけにはいかないということだと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

(建設)まちづくり推進課長

この再開発事業につきましては、ホテル、店舗などを中心とした複合商業ビルということで、中心市街地の一つの核とした施設ということでございますので、おっしゃいましたように、この施設あるいはまちづくりの全体の中で重要な位置を占めているというふうに考えてございます。

大竹委員

そういう中で、いろいろな経済効果を期待されたと思うわけですが、これは都通り商店街、銀座1番街、レインボータウン、グランドホテルあるいは丸井、その辺を含めた中での現状ということについて、どのように理解していますか。

(経済)本間主幹

この稲一再開発による建物ですが、丸井、グランドホテル、そして丸井の隣にあります、通称アネックス館というものがあまして、これが平成3年の11月にファッションビル小樽マルサとして開業したところでありますが、残念ながら平成12年3月に閉店したところであります。その後、平成12年7月に長谷川家具が入店いたしましたが、平成15年5月退店したところであります。その後、同年7月に丸井家具コーナーが1階部分にオープンいたしましたが、これも丸井小樽店の都合によりまして、平成16年8月家具コーナーが丸井の5階に移設した後は空き店舗となっております。このアネックス館が入っておりますサンモール1番街商店街の現状についてであります。これは現在営業店舗が28店、空き店舗は3店舗、その3店舗の中には、アネックス館が含まれております。また、今年7月に小樽屋台村レング横丁がオープンしましたことによりまして、商店街全体に集客増が図られ、売上げが増すなど、商店街全体への波及効果があったことを商店街関係者の方々からも聞いております。

大竹委員

現状が大変だということ、それについて先に向けての対策ということについて、どのような取組を今されておりますか。

(経済)本間主幹

この間、市といたしましても、商店街からの要請を受けまして、商店街の核店舗でありますアネックス館の活用を含めた商店街の活性化を図るべく、国のタウンマネジャー制度というものがございまして、この制度を活用いたしまして、平成15年8月にこの検討会を3回ほど開催したところであります。その中で提案された活用方法といたしましては、例えばあそこが建物上の制約といたしまして、トイレが2階、3階にしかないとか、専用の駐車場がないとか、いろいろある中で、1階から4階までのフロアを例えば小割りにした上でのチャレンジショップ事業の展開とか、地産地消をテーマにした産地直販施設の展開、またリサイクルやフリーマーケットの展開など、さまざま

まな案が検討されたところでありますが、建物所有者であります小樽開発が必要とするだけの家賃収入をなかなか得るのが難しいという課題がありまして、事業実施までには至らなかったというような状況でございます。

大竹委員

今最後の中で家賃収入がなかなかならなかったということが大きな問題になるかと思えますけれども、それに向けての対策というのをしなければならぬと思うのです。それで、この問題につきまして、私は平成12年5月31日、市街地活性化特別委員会の中で同じような質問をしております。その中で市長の答弁でございますけれども、基本的に商業施設としてオープンしたのであるから、あくまでも物販施設にしてほしいというようなそういう状況でした。それはそれなりにあろうかと思えます。それで、それが今の状況の中でそのままでもっていきけるのかということを考えますと、長谷川家具が入りまして、その後けっきょくそういうことが成り立たないということが現実にあったわけですね。そうすると、別な方策を考えていかなければならぬというのが、一つの失敗というわけではないでしょうけれども、一つの失敗だと思っております。次を考えていかなければならぬというのが、行政としてもあろうかと思っております。そういうことを考えたときに、これを活性化すべきと考えるのか、あるいは経済の市場原理に任せるだけでよいと考えるのか、その辺どのように考えていこうとしているのかを伺いたいと思えます。

(経済)本間主幹

今後の建物の活用方法についてのことですけれども、第一義的には建物所有者である小樽開発といたしましては、1階から4階までをテナント誘致ということで、賃料収入を得ていくということが何よりも必要と考えているということで聞いております。ただ、現在の厳しい経済情勢の中、スポーツクラブなども二、三度引き合いがあったというふうには聞いておりますけれども、なかなか家賃や駐車場などの条件面が折り合わないために、テナント誘致には至らなかったというふうに聞いております。この建物がありますサンモール1番街商店街としても、商店街にあります既存の業種となるべくバッティングしないような、そのほか商店街全体に波及効果が及ぶような業種の誘致を望んでありまして、小樽開発といたしまして、商店街の意向を踏まえて、また核店舗である丸井ともいろいろ協議しながら、創業者誘致に大変な努力をしているということで聞いております。

大竹委員

そのようなことで、実際問題家賃収入も含めて、その辺が成り立たないとなりますと、稲一再開発自体がとんざするということも考えなければならぬわけですよ。そうするわけにいかないわけですよ。そうなったときに、小樽市全体の経済にとりまして、どういう状況が起きるかということです。そこまで考えておかなければならぬ大きな問題であろうと思うわけですよ。単なる空き店舗をどうこうするという形ではないと思うわけですよ。その辺はどう考えますか。

(経済)本間主幹

確かに、長谷川家具が退店した後、1年数か月にわたりまして、なかなかテナントが決まらないという状況は一方であります。建物所有者である小樽開発としましては、そうした状況の中で、例えば短期的なイベントの対応策としまして、1か月単位の契約の中でイベントとかそういったさまざまな集客事業に低額の家賃で貸すことも可能ということは聞いております。ただ、一方でテナント誘致を進めていかなければならぬという状況はあります。

それで、今、大竹委員からご指摘がありました今後のこの活用ということでありますけれども、例えば商工会議所の構想の中に企業構想というのが平成13年にありまして、これを市が認定したところでございます。その中に経済センター建設事業というものが盛り込まれてありまして、これはあくまでも会議所が事業主体として行う事業であります。産業施設の基点として各種経済団体が入居する経済センターを建設し、情報発信やコンベンション等の機能強化を図るとしてあります。今会議所としても新たな会議所の建物を建設取得するという構想がありますが、今の経済情勢の中ではなかなか新たな建物を取得するという事は難しい。そうした中で、既存建物の活用ということも視野に入れながら、この経済センターの建設に向けて検討しているということ聞いております。

このような状況の中で、あくまでも会議所が主体となって行う事業であります。そういった各種経済団体を取り込むような経済センターを会議所がこのアネックス館の中で展開していきたいというのであれば、市といたしましても、建物所有者であります小樽開発との関係もあります。できる限りの協力といいますか、そういったことはしてまいりたいと考えております。

大竹委員

平成12年5月31日、このときも申し上げたのですけれども、その後、長谷川家具ということがありましたので、それはそのままになりました。でも、結果的にまた空きビルになってしまったわけです。そうすると、次の手というのは、別な形でやらなければならないということがあるかと思っております。今言われましたように、経済センタービルという話もそのときにさせてもらいました。あと、小樽商大のサテライトということ、あるいはメディカルセンター、あるいは美術館という話もございました。それとあと、会議所の移転と言いましたか。あるいは経済活動や観光関連ブースということもそのときいかがかという話もしましたけれども、その後ふさがりましたので、とりあえずそれはない形でありましたけれども、現状になりますと中心街ということと、それから小樽経済を考えますと、そういうまた別な方向からそれにトライする必要があるのではないかと、そのように思うわけなのです。

例えば、小樽市であるとするならば、ワンストップサービスという形も、そのときにも言いました。これからのことを考えますと、土曜、日曜のサービスということも、時にはやらなければならないことなのかということもありまして、その辺も含めてこれは小樽市あるいは商工会議所、その他の経済団体を含めた検討を別な観点から早急にする必要があるのではないかと、そのように思うのですけれども、それについてはいかがですか。

(経済)本間主幹

今、大竹委員からご提案がありましたことにつきましては、この経済センターの建設というものは、TMO構想に盛り込まれていた事業でありまして、この事業の推進につきましては、TMOの中にありますTMO推進協議会というのがございまして、その中で検討することとなっております。ただいま議会議論の中でありましたこのアネックス館の活用につきましては、この推進協議会の中で伝えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

大竹委員

推進協議会、それと今回商工会議所の会頭が何月か忘れましてけれども、今まで自前で全部するという話だけでも、もう経済状態から考えてもどこかに入る方が安いのであれば、そういう考えも持っていきたいということがあったと思うのです。そういったことも含めて、どうすることが小樽の経済あるいは中心市街地という中でいいのかということに取り組んでいかなければならないと思っておりますので、以前から見るとだいぶ変わってきたと思いますので、その辺、これからの取組について、市長はいかがお考えでしょうか。

市長

中心商店街の大型店舗がいつまでも放置されているというのは、まちの経済の活性のためにもよくない。これはだれが考えてもそうだと思います。どういう活用をしていくかというのは、一義的には所有者であります小樽開発がいろいろなテナントの誘致活動をされているようですけれども、そういった状況を踏まえながら、行政としてなかなか私たちが主体的に動くというわけにもいきませんから、そういった所有者の意向といいますか、そういうものを踏まえまして、お手伝いできるのであればお手伝いをしてきたい。それから、先ほど経済部主幹も言いましたけれども、TMO構想の中で何か進められることがあるのであれば、その協議会の中でじゅうぶん議論していただいて、それに対する支援が必要であれば、また考えたいと思います。

大竹委員

それで再度になりますけれども、行政とか民間、あるいはある程度公的なものということも含めて、その辺をパートナーシップをとった中で、お互いに助け合う部分は助け合っていないのではないかと。だれがやるのだからいいではなくて、見ているのではなくて、お互い積極的にそれに取り組まないことには、そういう姿勢がない限りは物

事なっていないというのは現状かと思うのです。だから、そういう面に向けて、より積極的にお互いの持ち分を理解した中で取り組んでいただきたいと思うのですけれども、これは単に人ごとではないと思うのです。あそこが全体的につぶれてしまうと、小樽市の税収自体も落ちるでしょうし、経済的な問題ですごいマイナスの波及効果があるかと思しますので、再度その辺も含めて、時期も含めてそのような物事を立ち上げていくのが早急に必要だと思うのか、また黙って見ていけばいいのかということについて、再度ご答弁願いたいと思います。

市長

なかなかこういう経済状況の中で右から左、こちらから飛び込みでぜひ小樽へと言ってもそう簡単な話ではない、そういうことですから、お互いに情報収集しながら、そしてまた情報交換をしながら、先ほど言いました推進協議会の場でじゅうぶん議論していただきたいと。それでその結果、またいい方向に行くのか行かないのか、場合によっては行政としても支援していきたいと、基本的にはそう思っております。

前田委員

中国視察の結果について

市長にお伺いするのですけれども、この第4回定例会前に中国の視察、コンテナ航路の関係で視察をされました。そこでその視察目的と視察効果、あわせて今後の見通し、これらについて聞かせてください。

市長

先月の末ですけれども、コンテナ航路の関係は小樽 - 中国の間に結ばれて3年目に入りました。そんなこともありまして、再度といいますか、上海とアモイと香港、いわゆるポートセールス、それから香港の方は今日の道新にも書いてありましたとおり、小樽の業者の方々が大挙して香港に行きまして、小樽の物産の売り込みに行くということで、このフェアのオープンには、市長も来てあいさつしてくれという強い要請もあって、それと連動させて行ってきたということでございます。

効果の方ですけれども、詳しく話すと時間がなくなりますけれども、上海で小樽の業者が進出をしてやっているところも視察に行ってみりましたし、それから懇談会の中でいろいろ北海道へ直接生野菜を売っている業者の方々と話をしてみまして、それからアモイにも行きまして、アモイは福建省人民政府の市長にお会いして、今小樽にはアモイの石材が一番多いのです。世界の石材の8割はアモイで扱っていると、そういうところですよ。北海道の石材というのは、雪の降らない期間、要するに4月から11月ぐらいまで、この期間に主に入ってくるのですけれども、要するにそれを過ぎた冬の期間に荷物が無いのだという話を、何とかそういう期間にもぜひアモイから荷物を北海道に送ってくれないかという話をした結果、その話が向こうの新聞にも載っていました。ですから、これからそういう意味で、また新たな荷物が開拓できればいいと、そういうふうに思っていますし、それからアモイの市長がなぜか小樽はオルゴールとガラスで有名ですねという話で、アモイも観光地なのです。年間1,000万人ぐらいのお客さんが来るそうです。まちのちょうど向かい、船で7分ぐらい行きますと、コロンス島という島がありまして、昔の時代の各国の領事館があったところで、非常に昔の建物があってすばらしい小さいまちですけれども、島を一周しますと40分ぐらいかかるのだそうですけれども、そこでぜひお土産を売りたいと。ついては、オルゴールなりガラスはどうなのかという提案も受けまして、これは早速地元の方にもお話をしていますし、それから上海ではたぶん皆様方もそうだと思いますけれども、ニュー三幸へ行ってビールを飲むと枝豆が出ますけれども、その枝豆を輸出しているそういう工場も見えてまして、その副社長が札幌で修行したということで日本語がペラペラで、ぜひこれからは出張したいという話をしていました。

そんなことで、帰ってきましたら、早速メールが港湾部に入っていて、既に12月2日に上海からコンテナを送りますからという話も来ていて、これも今話がトントン拍子でうまくいっているようですけれども、来年はコンテナ100本ぐらいをぜひ小樽に入れたいという、そういう話もございまして、非常にやはり行けばそういうい

るいろな現地の情報がとれると。こちらに黙って座っていたのでは、なかなか情報は入ってきません。したがって、行った効果というのはあったのだらうと思いますし、香港のこのフェアにしても、1日に7万人も入るデパートです。香港そごうという、お客さんが7万人入るそうです。これが土・日になると5割り増しだそうです。そういうすばらしいところの地下2階でわずか100平方メートルですけれども、小樽の皆さん方が一生懸命声をからして小樽の物産を宣伝し、そしてまた実演販売もしていたと、そういう姿を見まして、本当に感激しまして、また相手方からは来年もぜひ小樽さん、やってくださいと。今回持っていた荷物の量の3倍ぐらいは売れるのではないかということを書いていまして、非常に将来明るいのではないかというふうに思っております。

前田委員

スキーのリサイクルについて

今度は教育委員会に伺います。

冬になってスキー授業がそろそろ始まってくるのかなというふうに思っています。それで、このスキー授業に使用されるスキーや用具というものは、これは学校所有とか個人とかレンタルとかいろいろあるのだらうと思うけれども、どのような状況になっていますか。

(教育)学校教育課長

現在、各小中学校でスキー学習を行っております。これについては、小樽市内42校の学校全校でやってございます。それにかかわるスキーについては、個人で買い求めていただいて、それを使用しているという状況であります。

前田委員

小樽市内の小中学生というのは、みんなスキー授業というのをやるのでしょうか。何名ぐらいいるのですか。

(教育)学校教育課長

今年5月1日の統計でいきますと、小学校が6,400人ほど、それから中学校は3,400人ほどになるので、9,800人ほど児童・生徒がいるという形になります。

前田委員

その児童・生徒、小学校1年生で個人所有で買って6年生、そして中学3年生まで、恐らく使う人もいるのかもしれませんけれども、恐らく交換というか、購入というか、入替えというか、買換え、こういう状況はどうですか。年間どのくらいこういうものがありますか。

(教育)学校教育課長

スキーのリサイクルと申しますが、交換については、四、五年前については、各学校で確かに大きくなるとスキーの板が合わなくなりますので、それぞれ学校において交換をしていたようですけれども、学校の方で古いスキーもかなり持ち込まれるというようなことで、現在は行われておらず、各家庭の方でそれぞれしまわれているのかというふうには思っております。

前田委員

年間9,800人の方が使われているということでございます。

それで、環境部の方にこれに関連して伺いますけれども、毎年行われていた粗大ごみの収集、現在どのような状況になっているのか、この辺を聞かせてください。

(環境)工藤副参事

粗大ごみについては、相当以前の話で、現在粗大ごみの収集は小樽市としては取り組んでおりません。

前田委員

そうしたら、スキー板を私たちはあの当時よく見たのですけれども、今これらについては春先はどのような状況になっているのですか。

(環境)工藤副参事

1メートルを超えると粗大ごみという定義になりまして、それを小樽市は収集しませんということで、いわゆる許可業者に有料で依頼し、処分してくださいということでやっております。

前田委員

そうしたら、小樽市では今直接収集していないと。民間業者が収集しているということですね。それで、したら民間業者が収集したそういうスキー板というのは、結果的にはどういう運命をたどっているのですか。

(環境)工藤副参事

たいていの場合は、今パッカー車といいますか、平ボディのトラックはほとんど使っておりませんので、機械の中に巻き込まれて壊れているだろうというふうに考えます。

前田委員

パッカー車に入れられて当然壊れて、埋立て処分されているのかなというようなことだろうと思います。

吉林省へのスキー提供について

それで、冒頭市長にお聞きしまして、たいへん丁寧なご答弁をいただきました。それで私も不勉強でよくわかりませんが、中国の吉林省、そういうところがあると思いますけれども、ここらでは農産物だとか工業製品だとか、これらを含めて、本道とか、この小樽市とのかかわり合いとか、このコンテナ航路の関係も含めてそうですね、何かかかわり合いはあるのでしょうか。港湾部の方にお尋ねします。

(港湾)港湾振興室横山主幹

吉林省自体は、港を持っておりませんので、吉林省の貨物というものは、遼寧省の大連港を經由して小樽港とつながっております。北海道と吉林省の貨物の動向ですが、木材関係で製材にしたり、合板にしたりしたものが一部大連港から北海道に輸入しているという情報はつかんでおります。

前田委員

ということは結論から言うと、吉林省の方から木材だとかそういうものも大連港を通して小樽港の方に来ているということですね。

(港湾)港湾振興室横山主幹

そのとおりです。

前田委員

それで、教育委員会だとか環境部だとか港湾部と飛んで歩いているのですけれども、それでもう一回市長に伺いますけれども、中国の吉林省の体育局の副局長陳双喜さんというのかな、こういう方から市長の方に恐らく手紙が来ているかと思うのですけれども、よければその手紙の内容というものを聞かせていただきたい。

市長

直接来たわけではなくて、小樽の業者の方が中国でいろいろ商売をされていて、吉林省の体育局その副局長とお会いしたときに、ぜひこれからスキーを広めていきたいのだと。ついては、なかなかスキーが手に入らないので、中古のスキーでいいので、ぜひそれを送ってほしいかという手紙を託されて、私のところに来まして、今どう扱っていくか庁内でいろいろ検討していると、そういうことです。

前田委員

そこなのです。それを聞いたかったので、それでそのことを庁内で検討しているということですが、これはどうなのですか、協力はできるのでしょうか。結果的にどうなのですか。

教育部品田次長

ただいまの件でございますけれども、私どもの方で一応関連企業等に打診をさせていただいているところでございます。ある程度の台数確保の関係でございますけれども、その打診先の方からは、これからたまたま冬のシーズンに入りますので、そのシーズンオフになった段階で具体的な話ができるということを伺ってございまして、シー

ズンオフの時点で台数等の話ができるかと思えます。

（総務）秘書課長

その話の窓口は私どもの方でさせていただいておりますので、補足させていただきますけれども、今、市長から答弁がありました仲介役を買っていただいた方と何度か話をさせていただいております。その中で、来年の春までに何とかコンテナで一つぐらいのスキーを提供できれば、たいへん自分たちとしてはうれしいということをおっしゃっておりますので、私どもとしてもその時期を目がけてといいますか、そのときに向けて市民の方に提供を求めるとか、その辺も含めまして詰めていきたいというふうに思っております。

前田委員

スキー板何台程度というふうに考えているのでしょうか、押さえているのでしょうか。コンテナ1台分ですか。

（総務）秘書課長

全体の量としては、希望があるのは500セット程度というふうに言われておりますけれども、先ほど申しましたコンテナ一つというのは、あけて持っていてもしょうがないということで入れられるだけといいますか、集められるだけというふうには希望は持っているということでございます。

前田委員

500台程度ということですが、来年の春先にも集めなければならないような状況になってくるのかなと思っておりますけれども、市民周知とか協力とかいろいろあると思うのですが、この辺はどんなようなことですか。

（総務）秘書課長

庁内的にもいろいろ協力をいただいた中でやりたいと思っておりますけれども、基本的には新聞等で皆さんにお知らせをした上で、この市役所なり本庁舎なりに持ってきていただくという方法になるのではないかと思っておりますけれども、遠方の方もいらっしゃいますので、その辺のこともこれから検討していかねばと思っております。

前田委員

民間の業者が今回回収しているということですから、民間の業者の方々の協力依頼は当然取りつけないければならないと思っておりますけれども、そういったことでいろいろ市民の関係で周知の方法は広報おたるなどもあるでしょうし、ぜひ中国と小樽ということですから、中国の人はいい人ばかりですから、いっぱい行って、小樽から中古であつてもスキーが500台も来たということになれば、将来いい関係が築かれるのかなということをおもうと、ぜひこれは協力してあげていただきたいなとこのようにお願いして終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

質疑の前に、実は今日の進め方について、先ほどの理事会の中で委員長の方から休憩をとるともとらないともそれについては回答がありませんでした。ですから、ないから休憩をとらないで進めたことに対して、異議申立てはしませんでした。こういう時間まで長時間に及び、そして我々は水も飲んでいきますし、それから外にも出ています。しかし、理事者は全くそれができません。非常に理事者の間でも疲労の色が濃いようです。これから我々10分、10分質問の分も入れますと、まだ40分もかかります。そんな中で、ちょっとその部分については委員長に申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

委員協議会の存在について

まず、先ほど菊地委員の方からの質疑がありましたので、それに関連して意見を述べさせていただきます。

8月25日の委員協議会うんぬんの問題がありました。私は委員協議会というものの存在について、始めて知りま

した。委員会が終わってから雑談ぐらいお茶を飲んでするのは大いにけっこうですし、それは奨励すべきことだと思っていますから、それが委員協議会であるかどうかは知りません。ただ、実は教育委員会につきまして、昨年来教育委員会は市民に開かれた教育委員会であると伺いました。そして市民の前に包み隠さないという話を聞きましたので、市P連の関係だとか、左から右までいろいろな人たちに教育委員会を聞きに行こうという運動をやりました。5回ぐらいはやりまして、非常に幅広いお母さんたちなどが来てくださりまして、委員会の方から見ると大橋が右も左も呼んできて節操がないというふうに見ていたかもしれませんが、開かれた教育委員会であることを市民に知らせたかったのです。

それで、その中で非常に淡々と委員会の質疑が進むものですから、教育長に尋ねたことがあります。我々も秘密会のときは退席しますから、ですから秘密会のときに重大な案件について協議しているのではないかと尋ねました。そのときの教育長の答弁は、秘密会においては人事案件を審議していると。それ以外のことについて秘密会の中でするようなことはしていませんという答弁をいただいております。そんなものかなというふうに思っていたわけですが、今回、秘密会ではない形の中で、非常に重大な問題が話し合われていたと。そしてその委員協議会は先ほどからの答弁を聞きますと、正規の会でない委員協議会であるから、先ほど答えたことも正規の議事録のない形の中のメモで答えたにすぎないという意見もありました。それから秘密会については、傍聴人を退席させる必要があり、傍聴人に対して失礼である。そんなところから秘密会でない形を選んだと。しかし、その後の答弁の中で、その日は傍聴人がいないということもはっきりいたしました。その上、今まで秘密会の定義は明らかではないから、今後は定義をはっきりさせるという答弁もありました。

そういうことをあわせ考えますと、非常に秘密会のことについて、私にされた答弁もいいかげんなものでありましたし、それからまた、重大な問題について、確かに教育委員会の中で質疑をすることによって、これは議会だとかそういうところに正式に提起する前に外に漏れるという問題ありますから、秘密会の中でやったのだったら、それは問題にしませんけれども、そうではない秘密会の定義も今まであいまいで、なかった。そういう中でいろいろなことが行われてきた教育委員会だったということに対して、私はずっとそういうふうに市民を連れて傍聴した立場として、大いなる疑義を感じます。これにつきましては答弁は要りません。

それでは質疑に入ります。

脳神経外科関係の救急車の出動について

まず、病院関係について尋ねます。一つはまず救急車出動について。これは脳神経外科がなくなりまして、そのために市民の間からどこへ運ぶのだという部分で大丈夫なのかという疑問がありましたので、聞くわけですが、10、11月のいわゆる脳外科関係に関しての救急車の搬送先、それについて、昨年対比でお願いします。

(消防) 青山主幹

脳外科関係に関します10月、11月の平成15年と16年ということでございますけれども、平成15年10月が小樽脳神経外科47人、第二病院脳神経外科20人、その他の小樽市内の脳神経外科25人、札幌4人、合計で96人、11月が小樽脳神経外科34人、第二病院脳神経外科29人、その他小樽市内の脳神経外科14人、札幌ゼロ、合計77人という状況でございます。続きまして、平成16年10月、第二病院脳神経外科29人、その他小樽市内の脳神経外科18人、札幌6人、合計53人でございます。11月第二病院脳神経外科32人、その他小樽市内の脳神経外科31人、札幌8人、合計71人という状況でございます。

大橋委員

夜間急病センターについて

次に、夜間急病センターで尋ねますが、センターの終了時間とそれから市立小樽病院の診療開始時間は何時になりますか。

(保健所) 保健総務課長

夜間急病センターは保健所で所管しておりますので、お答えいたします。夜間急病センターの診療開始時間は午後6時からでございます。終了時間が朝の7時でございます。このあと、一般の診療所あるいは病院が開院するまで、要するに7時から9時までの間、この間につきましては、在宅サポートということでございまして、夜間急病センターに急病になられた方から電話が参りますと、その時点で主に内科の開業医でございますけれども、その病院を紹介していただいて、その病状を話していただき、すぐその段階で救急車を呼ぶ、あるいは最寄りの病院を紹介していただく、あるいは9時になってから病院が開く時間になってから、どういうところに行けばよろしいという、そういうことをサポートしていただいております。

(樽病)医事課長

市立小樽病院の診療開始時間でございますが、午前8時40分からでございます。

大橋委員

保健総務課長には、次の段階の質問にまた答えていただきましてありがとうございます。要するに空白の時間、在宅サポートという形でやっているのですが、ここの部分については、かねてから在宅サポートという形でなくて、つなげることが必要ではないかという意見も出ていますけれども、その点についてはどう考えていますか。

(保健所)保健総務課長

確かに、夜間急病センターの空白の時間帯ということで、そこについてのいろいろな今までもご意見がございました。このあたり、新病院の構想の中でもその救急体制についての案が出されておりますけれども、今後小樽市全体の救急医療体制について、各病院あるいは医師会の医師の方にお集まりをいただきまして、検討会議を開いていく予定でございますので、その中での検討課題の一つにしてみたいと考えています。

大橋委員

病院の当直体制について

次に、病院の当直体制について聞きますが、市立小樽病院における医師の当直人数、当直時間、当直室の有無について。

(樽病)総務課長

市立小樽病院の当直体制におけるところの医師の状況等についてのお尋ねですけれども、当直は夜間の宿直は1名でございます。それから、土曜・日曜等の休診日の日直につきましては、基本的には1名でございますけれども、月に一、二回外科救急指定日というのがございまして、その日における日直につきましては、4名の配置をしております。それから、当直室の有無についてでありますけれども、院内2か所におきまして3人が泊まれるような状況になってございます。当直時間につきましては、終了時刻の17時から翌朝始業時の8時30分までとなっております。

大橋委員

聞くところによりますと、現在、樽病で小児科医の当番宿直が臨時の医師によって行われているというふう聞いております。その理由とそれから何日間そういう状態になったのか。

(樽病)総務課長

小児科の医師につきましては、現状3名がおりますけれども、うち1名が女性医師でありまして、この9月から産休のため休暇に入っております。このため、小児科の2次救急のオンコールに応じるために、月に2回、医師1名を金曜日から月曜日までの3泊4日、3晩になりますけれども、これに対応すべく、大学の医局から派遣していただいております。一月の日数については、2回延べ8日間というようなことになってございます。

大橋委員

それで8日間なのですけれども、この医師がホテルに宿泊しているということを聞きましたけれども、これは事実ですか。

(樽病)総務課長

委員のご指摘のように院内2か所に3人の医師が泊まれるようにはしてございますけれども、それ以外の部分で宿泊施設を整えることができませんで、やむなく市内のビジネスホテル等にその宿をとっています。主に派遣される医師につきましては、札幌に居住される医師でありまして、オンコールにこたえるということでは、札幌から駆けつけていただくというわけにはまいりませんので、そういう状況で当直に当たっていただいているということです。

大橋委員

この部分については、宿直室があるのに、ホテルに泊まるという部分については、疑問があるという部分と、それから宿直というものは本来その病院にあってやるべきであると。それについては答弁は要りません、指摘だけしておきます。

麻酔科の医師について

麻酔科の医師については、樽病何人、二病何人、どうでしょうか。

(樽病)総務課長

市立小樽病院は4名の医師がございまして、第二病院は1名でございます。

大橋委員

二病の方の1名の医師ですが、医師の住居は小樽でしょうか、札幌でしょうか。

(二病)事務局長

麻酔科の医師の居住地は札幌市でございます。

大橋委員

それでは二病におきまして、夜間とか麻酔科の医師が必要なときには、どうしていますか。

(二病)事務局長

その場合においては、市立小樽病院の麻酔科の医師に依頼したり、大学の方をお願いして派遣してもらうというような方法をとっております。

大橋委員

二病の実態は、麻酔科の方が必要なときに、その一人の医師が札幌へ戻っているのに、小樽にもう一度来てもらっているのが実態ではありませんか。

(二病)事務局長

正確に回数とかなんとか把握しておりませんが、そういったこともちょっと聞いています。

大橋委員

タクシーで往復しているわけですが、それ以上追及しません。

CTの関連について

次に、放射線科のCTについて尋ねます。まず、樽病、二病のリース価格。

(樽病)医事課長

リース価格のお尋ねでございますけれども、小樽病院が2億1,590万円、第二病院が9,900万円です。ただし、小樽病院の場合はもうリースが終わっておりまして、譲り受けているという形になっています。

大橋委員

年間処理件数は。

(樽病)医事課長

年間処理件数でございますけれども、市立小樽病院7,516件、第二病院4,954件でございます。

大橋委員

それでは患者数及び待機日数は。

(樽病)医事課長

だいたい患者数といいますか、CTを受けるというより、1日当たりの全体の外来患者数が市立小樽病院がだいたい1,000人程度、第二病院が300人程度でございまして、それで市立小樽病院が3倍程度ございまして、その分市立小樽病院の予約待機日数は7日から10日間程度、第二病院におきましては外来診察の予約診療ということでございまして、予約日に当てているということで聞いております。

大橋委員

私のいただいている資料は各委員に配っていますけれども、そのほかの慢性疾患の定期検査は二、三か月後の予約を受けている。17年3月末まで280件の予約が入っているというふうに聞いていますが、これは資料に間違いはないですね。

(樽病)医事課長

そのとおりでございます。

大橋委員

この質問の部分というのは、いわゆる樽病においてCTを受けたい患者が待たされるという問題が出ておりますので、質問いたしました。慢性疾患の場合に予約を受け付けているという言い方をしていますけれども、しかし17年3月末でいいのだという形で受けに行く患者というのはなかなかないような感じがします。その辺に一つの問題点があるのではないかなというふうに思っております。

それで、樽病で放射線技師1人当たりの残業時間はというふうになっていますか。

(樽病)医事課長

CTを担当する放射線技師は一応7名ということで1日1人ローテーションで行っているわけですが、7名で年間2,960時間程度になっておりますので、1人400時間程度だと思います。

大橋委員

421時間ですね。二病の方は1人当たりの残業時間は。

(二病)事務局長

私どもの方は1名ですが、年間400時間弱、390時間ぐらいです。

大橋委員

樽病に聞きますけれども、樽病の場合にCTのいわゆる写真といいますか、フィルムといいますか、それに技師の所見を記入しなければいけないということで、診断所見を書き込んでいるというように聞いていますけれども、いかがですか。

(樽病)医事課長

市立小樽病院におきましては、CTのそこに放射線技師の所見を書くということを代々やっております。これにつきましては、第二病院におけるCTの場合は、特に脳外科ということで、脳外科の医師におきましては、大学でCTのフィルムの画像診断というかなり詳しいところまで勉強していると聞いております。ただし、市立小樽病院の場合は、腹部が非常に多くて、腹部のCTを読み取るという技術的な部分はなかなか内科の医師の中で、できない部分も昔からあったと。そういうことで若い医師においては、CTの画像診断はなかなか難しいという状況もありまして、その長年そのCTを撮ってきた技師による診療情報を参考資料として医師の方に提出した方が、がんの小さい細かい複雑な部分が誤ることなく診断できるということによって、現在もそれは市立小樽病院においては行われております。

大橋委員

質問通告をしていますから、一般の形で答弁をいただいていますけれども、民間の病院の医師に聞いたところで

は、いわゆるCTとかそういうものに所見を書き込むなんていうのは、民間病院では考えられないと。要は医師というのは自分で診断しながら、それを見てきちんと読み取る能力を持っている、そういう答えをいただいていますけれども、今の答弁から言いますと、市立小樽病院は若い医師がいたり、万が一のことがあるから丁寧にやっているということですが、そういうことでいいのですか。

(樽病)医事課長

そのようによりよく親切丁寧に診断を誤らないように、長年の経験を生かしたCTの放射線技師の、あくまでこれは医師への診療情報という形で、参考資料という形で所見をつけているということでございます。

大橋委員

そういう参考意見を書き込むことによって、1人当たりの放射線技師の1枚のフィルムの処理時間が相当アップしているように聞いております。その点については、これは私としましては、他の病院、そういうようなところでそこまで所見を書くとかあまりしていないというふうに、私の狭い聞いた範囲の中では聞いておりますので、検討したいと思います。

(樽病)事務局長

この話は私も聞いておりましたけれども、今、大橋委員がおっしゃるこれがいいやり方なのかどうかというのは、私どもも今ここで判断できません。その辺でほかの病院の状況、それから当病院の状況ももう一度確認しまして、そういった意味でその辺のところを考えてみたいと思います。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移しますが、たいへんお疲れのことと思いますけれども、もう少しこのまま続行したいと思いますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

市民クラブ。

森井委員

一般質問に対する市長の見解について

まず、一般質問に付随して、市長に見解を改めてお伺いしたいのですけれども、ここ数回で職員の勉強会を促してあったりとか、民間企業との交換交流、企画立案の体制を確立したりとか、前定例会では、新年度の話もさせていただきまし、今回は危機感の共有、そのようなことを質問させていただきました。私は政策もそうですし、財政の問題に関しても、考え方の変化ひとつ、ならわしの変化ひとつで、大きく私自身が変わるのではないかとこのように思っているのですけれども、市長に見解をお願いしたいと思います。

市長

なかなか殻から抜け出せないというか、そういう部分があります。いわゆる前例踏襲というものです。前任者のとおりやっていたら間違いなだらうという、そういう流れというか、それが一番安全なのですから、そういう傾向が強いです。ですから、常日ごろ政策立案にしても何にしても、発想を変えて自分なりに物事をしっかり考えて、この事業をどう今年自分の発想の中で取り組んでいくかという、そういうことが大事でないかということで、前例踏襲はもうやめなさいと、新しい発想で仕事に取り組んでほしいと、そういうことは常々言っていますけれども、なかなかたくさん人数がいますから、そう簡単に浸透はしていきませんが、かなりの部分で私の意向は伝わっているのかなという感じです。

森井委員

同じ気持ちで市長自身も取り組んでおられるということで、とても私自身心強いのですが、今実際内部の財政削減になったりとか、税収等の増とか委託等でいろいろな取組をされていると思います。

使用料の改定に伴うサービス等の変更について

このような中で今回使用料の改定というものが議案として出されているのですけれども、料金の変更は他都市等の平均程度という話もあるのですが、料金を変更するという事は、自分自身はサービス等の変更もかかってくるのではないかというふうに思っております。そのサービス、もし何かしらの変更がこの改定に伴って行われるのであれば、一つ一つ教えていただければと思うのですけれども。

市民部次長

市民部の所管する施設にかかわりますけれども、サービス向上策といいますが、市民会館におきましては、利用促進策ということで、これまでの本会議の中や委員会でも既に話している部分もございますけれども、例えば大ホールの中規模利用料金の設定又は閑散期利用の設定、それから入場料金の徴収する興行的利用における割増料金の見直し、それからこれは今まで話をしておりませんけれども、市内の文化的な活動を行っている小さなサークル又は小中学生、高校生などを含めまして、大きな舞台を体験していただいて、そんな機会を持っていただいて、将来の需要の喚起、文化振興を目的として、大ホールの無料開放ということで、仮称を今のところはチャレンジステージと言っておりますけれども、そんなものも実施を考えております。それから、市民会館、公会堂、市民センター共通でございますけれども、小樽市の文化団体協議会加盟団体の利用時の割引、それから市内の文化団体、サークルの文化・芸術活動に伴う練習・リハーサルを行う場合のホールにかかる割引なども行います。これら、市長からの特命を受けて、今回の使用料の見直しとは違いますけれども、検討を続けてきた結果でございます。

それから次に、勤労青少年ホームでございますけれども、こちらの方は平成12年度からは軽運動場、講習会室、それから15年度は体育館を加えましたので、特別利用ということで、一般開放してきておりますけれども、来年度からはこれに調理室と和室を加えまして、施設全体を一般利用として、広く地域住民に開放していきたいというふうに考えております。

なお、この一般利用につきましては、あくまでも勤労青少年の利用に支障がない範囲ということでは、これまでと変わってございません。

それから、このほかの市民部所管施設全体についてということになりますけれども、古い施設につきましては、財政状況もございますけれども、順次改修をして利用者の利便性を図っていきたく思っております。それからホームページ等で空き情報、空き部屋状況、空きホール情報を提供する。これらもう少しすすめていきたい。

森井委員

今回の使用料改定に伴ってのサービスだけを聞いているので、お願いします。

簡易に答えていただければ。

市民部次長

今回の使用料の見直しに関係なくということでしたら、勤労青少年ホームの一般開放。

森井委員

改定に伴ってです。

市民部次長

改定に伴いましてという部分でございますと、ホームページでの空き情報の提供とか、古い施設については改定する以上、料金を上げる以上、順次改修していくということでは考えてございます。

(福祉)地域福祉課長

総合福祉センターの1階に入浴施設がございます。この議会に有料化をしたいということで条例の改正案等、提出させていただいておりますけれども、この有料化に関連いたしまして、サービスの向上策ということですが、改修を考えております。具体的にはタイルの補修だとか、浴槽に手すりをつける、あるいは男女の浴槽にシャワーがありますけれども、それがかなり傷んでいるということで、有料化に合わせまして男女6基ずつございますが、取りかえたいということで予算を要求したいというふうに考えております。

(経済)土屋副参事

使用料の改定に伴うサービスの向上策ということですが、自然の村のパークゴルフ場につきましては、毎週月曜日を芝の消耗を防ぐということで休業日ということにしておりますけれども、この休業日を利用して現在も管理を委託しております公社の職員がみずから機具を使いまして、芝の維持管理に努めているところですが、今後はさらにいっそうここを利用される方が快適にプレーできるように良好な芝の維持管理に気を配りまして、今後はコースの改善等に努めてまいりたいと、このように考えております。

教育部品田次長

社会教育施設関連でございます。文教施設、スポーツ施設の関連でございますけれども、委員がおっしゃったように使用料の改定に伴ってということになりますと、ソフト面の充実化でしかないのかなと思っております。例えばで申し上げますと、博物館、文学館、美術館、こういう文教施設におきましては、当然のように魅力ある特別展を企画して多くの方々に足を運んでいただくように考えていかなければならないだろうと。また、常設展におきましても、節目節目といいますか、特別展の終了後あるいはその月変わりなどにおきまして、展示の工夫、それからきめ細かな情報提供を行って親しみを持って利用していただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。また、スポーツ施設におきましても、スポーツを通して健康増進に向けた施設利用を促すという中で、一応大いに私どもとしましては情報発信した中で、利用促進を考えた中でサービスの向上を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

森井委員

幾つかサービスという形で出されましたけれども、民間企業においてどんなに財政が苦しくても料金を変えろということは、サービスの提供を変更するという事になると思うのです。ただ何もない状況の中で、料金を変更するという事は、基本的にできないと思うのです。今までと同じサービスで料金だけが上がるというような状況で、それもこれから同じように利用するかというと、なかなかそうはいかないのではないかと、私自身は思っています。この中で今話に出た改修について、これは料金が上がらなくてもせざるをえない範囲だと私自身思いますし、パークゴルフ場の芝の管理の話もされてはいたけれども、これも今までやられていたと。さらにするというのはどういう範囲なのか、気になります。教育の方におけるソフト面でもという話で、この特別展の話もありましたが、その後は工夫していきたい、情報提供をしていこうと、利用促進のために。その利用促進のために特別展以外の何が行われるのか、私自身はそのあたりで気になるところがあります。もしそれ以外でまだこれを言っていないというようなことがあれば、一つでもいいので言っていたいただければと思いますが、いかがですか。

ぜひ、今後これらの使用料だけではなくて、いろいろな形で税収又は使用料で変更しなければいけない場面も出てくるかと思えます。しかし、そのサービスの増加というか、そのようなことも考えていかなければ、他都市と合わせるだけではなくて、小樽市としてどうしていくのか、小樽市としてその値段に合わせて何をサービスするのか、そのことも今後考えていただければというふうに思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

ごみの減量に伴うネットワークについて

一般質問でごみの減量に伴う再々質問をさせていただきました。そのときに、対国に対して、対北海道に対して、又は対職員に対して、ごみの減量を市民に対してだけではなく、いろいろな面でやっていかなければいけないと。これに付随して小樽市だけでやっていくのではなくて、同じようにごみ減量で一生懸命取り組んでいけるようなネットワークをしっかりとつくっていったり取り組まなければいけないと、私自身そのことを話させていただきました。そして、今小樽としてごみの減量に伴うネットワーク、それがあれば教えていただきたいということを質問させていただきました。それに対するの答弁を環境部長からされたのですが、申しわけないのですが、答弁が聞こえなかったのと、その後いただいた書類の方で確認しようと思ったら、もうほとんどはてなマークで、内容が何て書いて

あるかもわからないような現状ですので、改めてその答弁を伺いたしたいと思います。

環境部長

今、再々質問の中でなかなか要領を得ないというご指摘があったことにつきましては、私も反省しておりますけれども、森井委員がおっしゃるように、森井委員の質問の中でネットワークに関連するというような、そういった質問には私は当時受け止めていなかったのです。ですから、今、市として道に対してどういった要望があるのかといったような関連がございましたので、その点について話されておまして、いわゆる容器包装リサイクル法の収集費用の拡大生産者責任に伴う費用負担の軽減の問題とか、あるいはまた家電リサイクル法に伴う不法投棄に対応する市の提起の問題、こんなことが頭をよぎりまして、こういったことについて道に要求をしていると、このような話をさせていただいたというふうに思っております。

今のネットワークとの関連での質問ということでありますけれども、これについては市と道との関係でございますので、部長クラスあるいはまた課長クラスあるいは実務担当者クラスの中で、これは道の方とも連携をとりながら、幾つかの会議がございます。そういった中で、お互いに情報交換をしながら、市町村としても統一した一つの見地の中から、道や国に対する一つのいろいろな要望をしていくということで考えてございます。

また、基本的にはこの廃棄物処理事業の関連におきましては、具体的に道が独自の権限を持つというしくみにはなってございません。これは国の制度といったものそのものが基本的に変わっていかねばならないというふうに思っております。道については、市町村の要望を取りまとめて、国に対して要請していくと、こういう役割を道に担っていただきたいというのが実態というふうに思っております。

森井委員

今の話も私自身、頭がいいわけではないので、なかなか理解しづらいところもあったのですけれども、私自身が話しているネットワークというのは、会派として徳島県上勝町というところにごみの減量についての視察をしてまいりました。その中で今後よりよくごみを減量していくために、ゼロ・ウェイスト・アカデミーというものを来年の春に設立して、ごみの減量に伴ってこれからいろいろな形で取り組んでいこうという思いを持っている方々に集まっていたいて、それぞれの情報交換をこれからしていこうではないかというようなことを行っております。たいへん失礼な話かもしれませんが、たかだか2,000人程度の小さな町です。山合いのほとんど住宅街というものが存在するのかなと思うくらい小さなところですが、そのような取組をして、環境省とかに直接意見書などを提出しているのです。このままでいいのだろうか。この間一般質問で話したような内容で環境省に意見書を提出しております。そして、そのごみ減量をしっかりと行うために、上勝町内だけではなくて、全国のいろいろな市町村との取組を一生懸命行っていこうというようなことをやっております。

環境部長がおっしゃるように、近隣市町村であったりとか、対北海道であったりとかとのやりとりというのは、もう既に一生懸命行われているでしょうし、それに対しても今までごみ減量というのは進められてきたのだと思うのですが、新たなそういう考え方を持って、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っているのですけれども、部長としてはいかが思われますか。

環境部長

今のお話の中にありました上勝町ゼロ・ウェイスト宣言だとか、あるいは行動宣言といったものを基にして、上勝町は非常に独自の取組をしていると。この上勝町がこういった非常に進んだ状況になった、その背景といったものを私どもも上勝町からもまた学んでいかなければならないと思いますが、とにかく上勝町は町を挙げて、また町民の一人一人の方がこのごみの問題というものを正しく理解している。ごみの問題というよりも環境に貢献をするという、そして自分たちが何ができるのか、こういったことをきちんと学ばれているというふうに私は印象を受けておりました。

今、小樽市におきましては、来年度から減量化・有料化に今度は本格的に取り組むというふうな中で、またこれ

から市民の皆様方のご理解とご協力を得ていかなければならない。しかし、理解と協力を得るということは、また同時にこういう環境問題とかごみの問題に対する認識といったものも市民の皆さん方に広まっていくでしょうし、また行政としても伝えていかなければならないというふうに思っております。そういった意味では我々としては来年以降、さまざまな課題をまたあわせて考えていくことになるわけですが、そういった経験を通して、今おっしゃいましたような市として何ができるのか、国や道に対しても、どういった発信ができるのか、このことにつきましては、今後じゅうぶん検討させていただきたいと思っております。

森井委員

今後ごみの減量のことに関しては、私自身も着目しているいろいろな形で情報提供したりとか質問していきたいと思っておりますので、よりよく進めていただけるようによろしく申し上げます。

修学旅行生の運河の悪印象について

北海道新聞の11月27日の記事で修学旅行生に対して道の財務局の調査がありました。観光エリアでどの部分がいいと思ったか、また何ががっかりだったかという話の中で、一番がっかりしたところは1位が運河だと。理由は清流と思ったからというような形で、汚いとか、臭いとかそういうようなことも一部あったと。その記事に対しての感想をそれぞれ管理されている方々、水辺にかかわる方々から感想をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(港湾)港湾整備室竹内主幹

まず、運河を管理している港湾部の立場から、今回の話につきましては、以前から運河につきましては、昔に比べて運河はきれいになったという人もいれば、汚いという人もいました。割合は別にしまして、運河に対して何らかの調査をすれば、きれいだ、じゅうぶんだという人と汚い、がっかりしたという人がいることは想像できたところでございますけれども、これまでさまざまな取組、努力をしてきたにもかかわらず、このような記事を見ますと、正直なところ残念というふうに思います。

また、このような事実、実際道外から高校生が修学旅行に来て、5人に1人ががっかりしたという事実はございますから、これについては真しに受け止め、その上で運河の浄化対策につきましては、今まで庁内を挙げて浄化に取り組んでまいりましたけれども、運河の浄化は物をつくるのとは違ひまして、これで終わりとか、あるいはこれでよいということはございませんので、どちらかという継続的に維持・管理をするというようなことに近い内容でございますけれども、今後も引き続き関係部局と連携しながら、がっかりと感じるような人方が少しでも減るように浄化に取り組んでいかなければならないと考えています。

(建設)用地管理課長

河川管理の立場から話させてもらいますが、今運河には3河川が流れ込んでいるわけです。於古発、色内、手宮仲川ということで、下流部には一応沈砂池を設けてございまして、現在やっておりますけれども、年に1回土砂、ヘドロ関係をしゅんせつしてございます。また流入部にはアバといいますが、ごみなどが運河に流れ込まないような形の施設をしまして、週に1回程度清掃もしてございます。ただ、今ここで言われている汚い、臭いという部分でいきますとなかなか河川をそういった形でしゅんせつするなり、ごみをとっても解決するものではないというふうに我々も認識してございまして、今後これが流入するというのは、川から流入している部分のにおいが相当なものかというふうに認識してございます。当然川には生活雑排水も流れてきているという実態もございまして、関係部局ともじゅうぶんに連携をとりながら、川の浄化に向けていきたいというふうに考えてございます。

(水道)下水道事業所長

今、建設部の方から3河川の話がありましたけれども、これに流入してくる区域の水洗化の状況について、説明させていただきますと、ここ5年ぐらいの間ではだいたい市内の河川、市内全域の平均値よりもかなり水洗化率が向上してきているというような状況で、3河川の合計の水洗化率の状況からいきますと、全市の平均の93パーセン

トの水洗化率を上回る94パーセントぐらいの水洗化率になってございます。ただ、手宮仲川地区、この地区が現在も水洗化率が低くて、88パーセントぐらいの数字にとどまっておりますので、この部分につきましては、今後も水洗化の促進を行いまして、下水道の流入が川に流れないようにそういう方策を考えていきたいと、そのように考えています。

森井委員

やはりこのような記事でこのような形で出ると、たいへんショックなわけですよ。できるだけ観光地ですから、以前定例会の中で運河独自で水質基準を設けていいのではないかと話もさせていただきましたけれども、できれば来たたくさんの方がよい状況でいい感想を持って帰られるということが、今後につながるのではないかと。特にこれは修学旅行の方々ですから、これからまたさらに小樽にいらっしゃる方かもしれない。けれども、それが印象が悪いというような状況になると、やはり、今後の観光ということだけではなくて、北海道の中で住むとかそういうようなことがあったときにも小樽以外のところを探したりとか、そういうことにも将来的につながる可能性も出てるのではないかというふうに私自身は思います。ぜひ、今話されたように、よりよく運河だけではないですけれども、水質の方を高めていただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

学校適正配置について

学校適正配置に関して、一つだけ伺いたいのですが、今回案として出された中で、18年4月、この期限になった理由、これを今日、お教えいただければと思います。

(教育)京谷主幹

先ほど来からその件につきましては、答弁させていただいております。市内全体で検討する中で、実施計画案策定の考え方というところである程度地域を絞って検討したということで具体化されましたので、一応計画案の中では、そういったことで18年度実施年度を目標にやるということで定めたわけでございます。

森井委員

今まで学校適正配置等調査特別委員会で私も言いましたし、ほかの委員の方々からも話があったと思うのですが、学校がどこなのかが決まらない限りは質疑にならないという、どういう状況なのか、どういう問題点があるのか、よりよく適正配置を進めるためにはどうしたらいいのか、これは学校名が決まらないとなかなかできないと話をしたのです。学校名が決まってから本来の議論が始まって、そしてよりよい適正配置ができるのかどうなのかという議論が出てくると。一番デリケートな部分はここから始まるのではないかと何を度か質問、また提案させていただきましたが、その質問にもかかわらず、1年と4か月しかないのです。議論は1週間や2週間で終わるようなことではないと思います。もちろん皆さんから住民の方々に対する地域説明会というものも、何度も繰り返されるでしょうから、議論の期間は、最低でも1年ないし2年ぐらいかかるのかなというふうに、私自身はもともと思っておりました。

また、その適正配置にかかわる住民の方々が、もし18年4月に行うという話になった場合に、それでも議論は1年以上近くかかるわけですから、その1年間議論した後に、4か月でつまりは適正配置を行うというような話にもしなかった場合に、本当にその最後の学校と、最後の1年ということにもかかわらず、本当にこの学校がなくなかなくならないかわからない限りで最終の年を終えてしまうから、最後の運動会だったりとか、最後の修学旅行であったり、一番最後の年のいわゆる記念とすることが何一つできない、そのような話も出ています。私自身は子どもの人数が減れば、学校も減るでしょうし、増えれば学校は増えるわけですから、それは必然の理ですから、しょうがないところもあるかもしれないですけれども、今後その適正配置をよりよく進めるために、本当に私は18年4月がいいのかどうなのか。それは子どものためであったりとか、地域住民であったりとか、そのことを配慮するに当たって、本当にこのままでいいのかどうなのか、私はいまだに残念ながら疑問に思っています。今後このことにおいて、これだけではないですけれども、学校適正配置等調査特別委員会の方でも委員をさせていただいておりますの

で、それも含めていろいろと議論させていただきたいと思っております。そのこともしっかり教育委員会の方でも改めて考えていただきたいと提案させていただいて、今日の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7 時25分

再開 午後 7 時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

議案第 2 号及び第 6 号ないし第31号は反対、陳情は賛成の討論を行います。

議案第 2 号は市立小樽病院の事業会計補正予算です。MRI購入費の予算は賛成しますが、給食の民間委託には反対ですので、これは反対です。

また、議案第 6 号ないし第31号は使用料の改定案です。個人使用の中学生以下の使用料を無料にしたことや市内の文化団体やサークルがリハーサルまた練習として使用する場合に、使用料の減免をすることは評価できます。しかし、全体として4,200万円の市民負担を負わせ、改定の見直し視点で全道10万人都市の平均と言いながら、体育館の一般、陸上競技場一般、また美術館など、平均を超えるなどみずからの基準を外していること、また施設使用料も施設の目的、利便性や使いがってなどを考慮せず、広さのみを基準として料金設定をしていること、そして高齢者の減免制度をやめて、すべて有料にすることなど、このようなことで決して正当な改定案と言えないと思いますので、反対といたします。

また、議案第20号、議案第21号については、改定案を利用者に話していないこと、小さい事業者が使う場合に、高すぎることなどで、今回は反対といたします。

陳情はいずれも妥当です。詳しくは本会議でしっかりと討論といたしますが、これで私たちの立場を表明いたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第55号及び第56号について、一括採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、陳情は両件とも不採択といたします。

次に、議案第 2 号、第 6 号ないし第31号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第１号並びに報告第１号ないし第６号について、一括採決いたします。

議案は可決と報告はいずれも承認と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

ご異議なしと認め、さように決めます。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたって熱心なご審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。これも成田副委員長をはじめ、委員各位と市長はじめ、理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝いたしております。意をじゅうぶん尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって、閉会いたします。（拍手）